

河合町議会会議録

令和6年 12月10日 開会

河合町議会

令和6年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （12月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
坂 本 博 道	3
常 盤 繁 範	23
杵 本 貴 司	44
梅 野 美智代	58
中 山 義 英	78
○散会の宣告	98
○署名議員	99

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

令和6年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月10日（火）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁
教育振興部長	中 尾 勝 人	生活環境部長 兼総務部次長	小 野 雄一郎
政策調整課長	岡 田 健太郎	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦	税 務 課 長	木 村 浩 章
住民福祉課長	古 谷 真 孝	環境対策課長	内 野 悦 規
建 設 課 長	吉 田 和 彦	都市計画課長	杵 本 幸 史
教育総務課長	川 村 大 輔	生涯学習課長	吉 川 浩 行

こども未来
課長心得 中山寛子

会議に従事した事務局職員

事務局 局長 高根 亜紀 主 事 平井 貴之

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） 今回、奈良新聞社よりビデオ撮影の申し出があり、傍聴規則第9条の規定にもとづき、議長により、許可している旨、報告致します。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和6年第4回定例会を開会いたします。

本日の一般質問は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分を過ぎて発言を続けた場合は、マイクのスイッチを切らせていただきたいと思います。

本日は、一般質問、順番1番から5番までの方で、それでは、質問を許します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（疋田俊文） 1番目に、坂本博道議員、登壇の上質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本博道議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、大きく3点について質問します。

1つ、町有地の管理について。

地番「河合町穴闇135番1」の土地について伺います。

9月定例会の一般質問に対する答弁及び町長の発言で、町として土地の区画整理をする、家屋の固定資産税を課税する、そして、町長個人として家屋の固定資産税を払えるものは払っていく、土地は更地にして返還するということでしたが、その後の進捗状況はどうなっておりますか。

2、町有地に無断で家屋を建て、占有してきたことについて、町としてこれまでどのように対応してきたのでしょうか。また、今後どのように対応するつもりですか。

大きな2、保険証廃止への対応について。

国は、12月2日以後、新規保険証を交付しない、保険証廃止を強行しました。医療機関の窓口での混乱が予想され、県医師会のアンケートでも反対が62%です。どんな理由があろうが、1人でも保険診療を受けられない被保険者が発生すれば、この制度の強行は失敗と言えます。国民健康保険については、療養の給付は保険者、町長の責務であります。住民の命と健康を守るためにも責任ある対応が求められます。

①現時点での国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者数とマイナ保険証を保有していない人数はどうなっていますか。

2、12月中に70歳、75歳になり、資格確認書を交付する人数はどうなっていますか。

3、後期高齢者医療保険については、12月2日以後、新規加入者、再交付者に対し、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を全員に職権交付する来年7月までの暫定実施となっていますが、その根拠はどうなっていますか。国民健康保険も同じように職権交付ができるのではないのでしょうか。

4、マイナ保険証のひもづけを外す方法はどうなっていますか。

5、12月2日以後の医療機関等での状況を把握し、マイナンバーカード取得が義務でない中での保険証廃止をやめるように政府に働きかけてください。同時に現在の多くの国保被保険者の保険証有効期間が来年7月31日までです。混乱を防ぎ、療養の給付の責務を果たすためにも、マイナ保険証の保有にかかわらず全被保険者に資格確認書を職権交付することを改めて検討してほしいが、どうでしょうか。

大きな3、子育て支援、保育所待機児童について。

保育所待機児童の解消は、河合町で子供を産み育てたいという願いに応え、人口増のためにも当面の重要課題です。また、待機児童の発生は児童福祉法第24条に反するものであり、その真剣な対策が求められます。

①今年度の待機児童の状況は現在どうなっていますか。来年度の入所申込み状況はどうなっていますか。

2、かがやきの森入所定員弾力要件を踏まえた238名まで受け入れられない要因は何ですか。

3、河合町で子供を産み育てたいという願いに応えるために、来年度に向けてどのように対応する予定ですか。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目のご質問になります町有地の管理についてということでお答えさせていただきます。

令和6年9月議会の一般質問におきまして、ご指摘のありました当該土地の固定資産税につきましては、遡って課税を行ってまいります。土地の使用料につきましては、国有地をまたぐ形で使用されていることから、国有地を管理する近畿財務局奈良財務事務所と調整をしながら、使用料の算定などを精査していく予定でございます。

また、土地の区画整理につきましては、必要な部分を精査後、登記手続に移っていきいたいというふうに考えております。

なお、河合町穴闇135番1の土地につきましては、当該建物以外にも土地の使用が確認できることから、並行して調査し、適切な事務処理を行っていこうと考えております。町といたしまして、町有財産の管理が適切に行われていなかったこと、また、整理や確認ができていなかったことが原因でございます。

今後は定期的な現地調査等を実施することにより、現状を把握し、適切な管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それでは、私のほうからは、大きな2番、保険証廃止への対応についてと、大きな3番、子育て支援、保育所待機児童について順次回答させていただきます。

まず初めに、保険証廃止への対応について、①現時点での国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者数とマイナ保険証を所有していない人数はどうなっていますかとのご質問に

対しまして、令和6年9月時点、マイナ保険証を保有していない人数は、国民健康保険の加入者数3,316人に対し1,199人、約36.1%、後期高齢者医療保険の加入者数4,091人に対し1,453人、約35.5%となります。

続きまして、②12月中に70歳、75歳になり、資格確認書を交付する人数はどうなっていますかとのご質問に対しまして、国保加入者で70歳に到達する被保険者数のうち、資格確認書を交付する人数は11人中4人であり、75歳に到達し、後期高齢者医療保険の対象となる被保険者数は32人となります。

続きまして、③後期高齢者医療保険について、12月2日以後、新規加入者、再交付者に対し、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を全員に職権交付する来年7月までは暫定実施となっているが、その根拠はどうなっていますか。また、国民健康保険も同じように、職権交付ができるのではないかとのご質問に対しまして、資格確認書の職権交付に係る暫定的な運用の根拠は、厚生労働省からの事務連絡となります。

なお、この運用は、後期高齢者がITに不慣れであるなどの理由から、後期高齢者医療保険制度において、令和7年8月の年次更新までの間、暫定的に適用される運用であるため、国民健康保険制度を含めた後期高齢者医療制度以外の保険制度には適用されません。

続きまして、④マイナ保険証のひもづけを外す方法はどうなっていますかとのご質問に対しまして、利用者からの利用登録解除の申請であり、申請用紙は住民福祉課窓口にて備えております。

最後に、⑤12月2日以後、医療機関等での状況を把握し、マイナンバーカード取得が義務でない中での保険証廃止をやめるように政府に働きかけてください。同時に現在の多くの国保被保険者の保険証保有期限が来年7月31日までです。混乱を防ぎ、療養の給付の責務を果たすためにも、マイナ保険証の保有にかかわらず全被保険者に資格確認書を職権交付することを改めて検討してほしいですが、どうでしょうかとのご質問に対しまして、マイナンバーカードの保険証登録は被保険者自身が行うものであり、健康保険証廃止後もこれまでどおり、全ての被保険者がマイナ保険証または資格確認書により受診することができます。

なお、資格確認書の発行については、国よりルールが定められており、それに沿った運用を行います。

なお、被保険者の声や医療機関の声は日々窓口業務の中で聞き取りを行っているところであり、法施行以来、河合町単独で医療機関への状況調査等は現時点では予定しておりません。

以上が大きな2番、保険証廃止への対応についての回答となります。

続きまして、大きな3番、子育て支援、保育所待機児童について、①今年度の待機児童の現状は現在どのようになっていますか。来年度の入所申込み状況はどうかとのご質問に対しまして、待機児童の現在の状況はゼロ歳児2名、1歳児2名の4名でございます。現在、本町及び他市町村も含めて受入れが困難な状態となっておりますが、来年度は入園予定であります。現在、来年度の入所申込み状況は70名でございます。現時点での来年度の待機児童はいない状況でございます。

②かがやきの森こども園の入所定員弾力要件を踏まえた238名まで受け入れない要因は何ですかとのご質問に対しまして、かがやきの森こども園におきましては238名まで受け入れる予定であります。職員の配置基準と面積基準を満たす範囲で弾力的に受入れを行っております。

③河合町で子供を産み育てたいという願いに応えるためにも、来年度に向けてどのような対応をする予定ですかとのご質問に対しまして、来年度に向けてこども園、私立保育園と話し合いを重ね、受入れ人数の調整も行っております。また、小規模保育園につきましても県と協議しながら検討しております。

今後も町内の子供の受入れを充実させ、子育て支援に努めてまいります。

以上が大きな3番、子育て支援、保育所待機児童についての回答になります。

以上で私のほうから回答を終わらせていただきます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、再質問させていただきます。

順番に行わせてもらいます。

1つ、穴闇135番1の土地の、9月分定例会以降の対応についてですが、先ほどのことでは遡って税金については課税したい。そしてまた、土地についても使用料を検討したいという。ただし、国有地との関係も調整しながらというふうに受け止めております。

ただ、前回の私のほうから問題提起したのは、135の1という地番全体のこととして、まず管理がどうなっているかということで伺いました。町長の答弁の中でも、この地番には老人の憩いの家、そしてまた建物、2棟とかたしか言われたんですが、実際としては3棟あると理解しています。個人の名前があるところ、それから、事業所の看板がかかっているところ、それから森川町長が住んでおられた家というふうになると思うんですが、それ全体をどうするのかというふうに私は提起したつもりですが、そういう点では先ほどの言われた課税

したりとかということについては、それから、土地についての使用料云々というのは、どの土地のどの部分について検討しているのでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） あくまでも穴闇135番1の土地に係る部分について、全てそれを行っていくというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、先ほど課税を検討しているとかいう、途中どこまでかというのはまだ分かりませんが、そのことについては、要するに森川町長の家だったところ以外も含めて検討に入っているのかどうかということを、全体でやっぱりきちんとしていくことが町としての責任だろうと思うので、そこはどうなっておりますか。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 町長個人の部分以外のところにつきましても進めております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その分について、それで課税状況について改めて伺いますが、この土地については登記簿上は建物がないということになっておりますが、それから、課税台帳には載っていなかったの、課税しなかったということでしたけれども、先ほど言いました3つの建物が、老人憩いの家は除いて3つの建物があると思いますが、それぞれやはり課税はしてなかったのでしょうか。これは中身を聞いているわけじゃないので、業務としての課税をしていたかどうかについて確認したいんですが。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 3つの建物のうちの1つは課税をされておりました。2つが課税をしてなかったということになっております。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 具体的には1つというのは、個人の表札がかかっている家のということでしょうか、課税してましたというのは。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 個人の方のところの部分で課税をしていました。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今、これを確認しているのが、やはり町長のところについて漏れていたという証言でこの間来ているので、そういう点でいくと、ほかところも全体としてはどうなっていたのかということをやっぱり確認しておく必要があったのかなと思っています。ただ、今言われている課税していたというところの建物についても登記はされておられません。土地としての登記状況を法務局の台帳を見たときに、その方の名前のところというのはそこじゃなくて、その下にくっついた土地で135-25というのがありますが、その部分に名前はありました。ということで、この町有地のところの建物について課税しているのかどうかというのは実はちょっとよく分かりにくいというのがありますが、そのことは答えられますか。この135-1の部分についての建物について、要するに面積とか建物見たら分かると思うんですが、そこにかけているということによろしいですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 今おっしゃっておられる個人の建物ということですが、135-1をまたいでることになっているというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そうであれば、ここの部分は課税していたけれども、要するに森川町長の家、それともう一つは横の事業所だと思うんですが、この分については漏れていたということになりますが、それが本当になぜそうなったのかというあたりについては、やはり今後のいわゆるこの課税をどうするかについても関わってくるのではないかなと思っています。ちょっとこれはまた改めて一度明確にしていきたいと思います。

その上で、もう一つの事業所の看板がかかっている建物ですけれども、これにつきましては、町長が選挙に出られたときとかも含めて、インタビュー等でも、要は親の代からという形で言われている、いわゆる密接な関係のある事業所だと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。これはちょっと町長、確認をしておきたいと思います。事業所の看板のある

建物については、森川町長と密接な関係がある建物であるという理解でよろしいですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 看板はついておりますけれども、密接な絡みというのはちょっとどう答えてえのか分からないですけれども、親が建てたガレージと家ということで今までは思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） というのは、この対応の関わりなんですけれども、先ほど町長の家という看板がかかっているところ、表札がかかっているところ以外にも検討中だということですが、例えばこれ町長が更地にして返したいという発言をされておりますけれども、この更地にしたいと思っている家の部分はどこまでですか。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 私が思っているのは、自分が住んどった家、木造の家をまず潰したいと、そういうふうに思っております。まず財政上の問題もあるので、今後どういうふうに考えていくかというのが、同じ建物ですけれども、取りあえず撤去していきたいと思っております、両方ともです。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これをなぜ聞くかというのは、要するにあそこの今後の対応が先ほど言ったように、地番全体の建物について対応するということですから、となると、そうしたら隣の建物に今人が住んでいるのかどうか中身は知りませんが、結局そこに誰に対して請求したり、または交渉するかということにも当然なってくると思うんで、そういうときで言えば、周りの人から見れば明らかにあそこは、先ほど言われたように、父親が建てられたものだということも含めて密接な関連したものとして考えるならば、その対象は町長個人としての対応の中の対象として考えるべきではないかと。町民に対してそういう形で占有していたというふうに思っておるところです。ちょっとこの関連は後でまた質問したいと思います。

その上でですが、どういう形で、そうしたらさっきの税金を課税するかというようなこと

なども、その考え方が、言わばある程度この問題についての町の責任を果たすこと、同時に町長として今おられる森川氏の道義的責任と言われていますが、それに対しても払えるものは払いたいということを決めていくためにも、どういう考え方で幾らかけるかというのは大変大事になってくると思うんですが、これはちょっと一般的ですけども、今回のいわゆる固定資産税の課税について遡及できる年限というのは法や条例から言えば何年までですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 固定資産税につきましては5年というふうになっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、今課税を検討しているということですが、それはこの範囲内のことで検討しているのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 部長。

○総務部長（上村卓也） はい、そうでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そうなると、ちょっとあまりにも今回のこの問題とか性質から見てもそういう対応だけでいいのかということになってくるんじゃないでしょうか。要するに今回の課税をして、払えるものは払いたいということについて言うとしたら、これは確かに町の課税する側の責務ということでありますけれども、なぜそうなったのかあたりも含めて、いつから建っているものかを含めてですが、やはり実はしっかり調べるなら調べて、一定納得できるところを出さないと、単にそれだけになるとそれでいいのかということになるんじゃないでしょうか。少なくとも例えば悪質な場合とかは今7年まで遡及できるというふうになっていますが、そこにも含めて全然検討にはなっていないんじゃないでしょうか。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 固定資産税につきましては法令等に基づいて、それ以前の分は納付することができないということになっております。今回の場合、地方税法17条の5第5項に基づいて、過去5年分というふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そうなると、当然その価値含めて下がってきているわけでしょうし、そういう点で見たときにそれでいいのかという、今回の問題、確かに町側の問題がありますが、同時に町長をされている今個人としての森川氏のところも、そのことはどこで何かで分かっていたはずやと思うんで、そのことに対してこれだけでいいのかということになりかねないと思います。ですから、その基準をどう決めたかというのは、実は非常に今後大事になると思うんで、確定したときにはやっぱり当然必要な説明が要るんじゃないかなと思っております。

同時に先ほど言いましたが、明らかに密接な関係もあるという、隣の建物についても同時にやはりこれは対象としていくべきではないかと思うんですが、その検討は全然されていませんか。部長でも結構です、今の段階で。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、大変申し訳ございません。もう一度お願いしていいですか。大変申し訳ございません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の問題になっているのは、確かに課税してなかったので払えなかったというものがあるかもしれません。それがなぜ抜けたのかということもあるかもしれません。ですから、それは様々過去に遡ってなると思います。ただ、やはり問題なのは、今町長をされている森川氏のところで、税金を結局払ってなかったということについてやっぱり問題として出発がありました。ですから、その関連する、密接に連携していた建物についてもやはり責任があるのではないかという考え方ができて、その辺も含めて同時に解消しないと、やはり住民からの思いというのは届いてないということになるんじゃないかと思うんですが、そういう考え方はありませんか。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、固定資産税につきましては、その家屋及び今で言う倉庫の部分というところについても課税のほうは課税対象にはなるというふうに考えております。その上で並行してその部分についても算定を行っていくということでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件、どういう考え方、どこにどうかけてまず課税しました。そして、

それについて払いますということが方針決まった段階では、これは実はやはり非常にどこまでその責任を感じて、また同時にそのことをどういう過程で決めたかということを考える上で大変大事になってきますんで、これにつきましては、ちょっと改めてまた今後もチェックの対象になると思います、そういう点では。住民が理解できるという点で。

同時にもう一つは、2番目に出していますが、そもそもからいくと、やはり公有地に個人の家を建てて、そしてまた今まで来た。それは何でそうなったのかということのほうで本来は根本的な問題ではないかなと思っているところでもあります。そういう点では、この建物自身はもうこれは一応森川町長の家ということでもいいですが、この建物については結局今までの調査で何年前ぐらいに建てられたものだというふうになっているんでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません、現時点ということになるんですけれども、昭和40年代に建てられたと推測しております。ただ、ちょっと現時点と先ほど申し上げましたのが、いろいろな書類を見る中で、なかなかその昭和40年頃の書類というのが見つかりません。どうにかある程度年を限定したいなというところで書類を見ているんですけれども、現時点ではちょっと見当たらないので、昭和40年代に建てられたのではないかというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） すみません、先ほど税のことで1点ちょっと聞き漏らしていたんですが、1つはこの免除している、言わば結果的には免除したのかもしれないという思いがあるんですが、ここを掛けてなかったことについては、この間調査したという中で、何らかの条例とか、何かに基づいて免除したというような、そういう記録というのはいないんでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） こちらのほうで現時点調べた限りでは減免という部分はないんですけど。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それで、改めて土地の言わば問題について伺います。確かに前回の答弁

でもこの土地が1976年というか、昭和51年に国から払い下げられたときには既に建っていたので、知らない間にとすることはなかったのではないかというふうに言われておりました。そういうことについても、この間調査した中でそういうことで認識していて、何らの形でここについて言わば黙認したというか、そういうふうなことというのは事実が出てきておりませんか。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 黙認したというような事実が出てきておりません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ということは、さきの町長の答弁のときにも、この建物については国有地のときからその周辺30軒ぐらい建てたんだみたいなことを言われておりました。ですから、そういう点で言ったら、言わば払い下げる前からのものと認識はされていたと思うんです。ですから十分ね。そういう意味で町有地になっても何もしてなかったということで、それ以後、例えば立ち退きとか含めて何らかの検討したことも含めてなかったんですか、この土地の建物については。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） その建物についてと……

○6番（坂本博道） いや、ごめんなさい、土地について。

○総務部長（上村卓也） 土地についてということでございますか。ちょっと現時点で調べる限りでは分からない状況です。現在、早期原因究明というところで、調査検討会というのを立ち上げる予定をしております。その中でそもそもの原因の究明、その後どのような形で進んできたかというようなあたりについて調査をしていきたいというふうに考えております。調査をする中で、調査の委員会という部分で、独立性、中立性の観点から監査委員さんを委員にお願いしたいなというふうに考えております。その中で調査を行って、早期、ある程度一定の報告ができるようになりましたら、またそのときに報告させていただこうというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その件はその件でどうなっているか原因を調べるということについてはまた別の問題として実は進行するべきだとは思いますが、ただ、今の時点ででも町としてこの

ずっとそこで占有していたということについてどう捉えているかということが1つは問題じゃないかと思います。このことは実は先ほどの固定資産税のことにも関わってくるんじゃないかと思います。本来他人の土地に家を建てるなど、こういう行為については刑法の第36章の窃盗及び強盗の罪というところで、235条の2に不動産侵奪罪というのがあります。ある意味で言ったらこれに該当するんじゃないかと思うんですけども、そういう認識はありませんか。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 刑法の侵奪罪に該当しないのかということでございます。侵奪ということで、所有者が占有しているものを排除して所有するというような場合に該当するのかなというふうには考えております。そもそもそのもととあったところに建物があつた。これはもう一度今後も調べていくんですけども、その前に何かがあつたとかというようなものがあるのかどうかの確認はちょっと現在まだ取れておりません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） いや、少なくとも町長が言われていたように、国有地のところに建てて、それから今に至って、要するに他人の土地に家を建てて、それからずっと途中でそれは町有地に変わったとしても、そのままずっと住んできたということについて言えば、これは今例えば公園にあした家建てて、そこに住んでいる私のものだというようなことは言えるかということになる。だから、そういう性質の問題ではないかと思うんですが、今そこは全然そういう認識はありませんか。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 質問いただきました侵奪というところの部分に関しましては、所有者の占有を排除して自己等の占有に移すというようなことが該当するのかなというふうに思っておりますので、そのようにお答えさせていただきました。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） いや、これはいろんな判例とか事例とか、またそもそも侵奪罪がつくられた1960年の経過を含めて、他人の土地に突然家を建てるとか、そのまま来た。これは許されないだろうということできているわけですから、そういう点では大阪の梅田村事件と言うんですか、そういうことが契機のようなんですけども、そういう点から言えば本来は同じで

はないかというふうに思います。ですから、そういう視点でいるのではないか。

関連して言えば、国のほうは、財務省のほうでは国有地の関係で、今回も少し国有地が絡んでいるみたいですが、そのことについて今交渉中ですから、ここで言われませんが、しかし、国有地の場合のときの財務省は、こういうふうに不法占拠財産という位置づけをして、取扱いの要領までつくった通達を財務省の理財管理局から出してます。それプラス同時に同じ日付で不動産の言わば不動産侵奪罪に該当する事案の取扱いについてということで、かなり厳しい対応を求めています。これも実は今回の問題に対して町として対応するときには参考にするべきではないかな。さっきのどういう基準でこの問題に対して対処するのか、また求めていくのかになると思うんですが、この件についてはこのような財務省の通達については御存じですか。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） はい、確認はしております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、ぜひそのことも踏まえつつというのは今後見たいと思います。というのは、やはりこの中では不法行為に基づく損害賠償の請求権とかについても発動すべきだ。これはだから賃料を規定通り払ってもらえと。その間、払ってなかった分について。ただし、これについてもただ単に払ったら終わりということではなくて、それできちっと対処せいと。逆に建物の場合は侵奪罪についてもやっぱり考慮して調査して、必要があれば告発せいというようなことまで言っております。ですから、そういう問題として、今回は同じ内容になるのではないかという事柄としては。そういう点ではそういう理解はしておりますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 土地の部分に関しましては、以前から町長がおっしゃっております、以前に町のほうに売却をとすることは何度か言っておられたというところの部分がございます。その部分も調査、これもう一度していくわけですが、その部分がございますので、例えばこれまで不法にという形の部分がそれに該当するのかどうかということも併せてちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、これは法的に問題があるという位置づけするかどうかによって、責任の取ってもらい方というのは変わってくると思うんです、そういう点で。ただし、一方で言えば、それぞれ先ほどの侵奪罪にしても、また同時に損害賠償の請求権にしても、ある意味時効があると思うんです。特に土地について言えば土地の所有の時効については、民法上は20年だ。それから、同時にこの損害賠償請求権についても、言わばその行使しなかったら20年だということになります。ですから、そういう点からいくと、今このそれぞれの問題から言えば、この土地に住み続けたことについて法的根拠を問おうとしたら、実は時効が成立しているというふうに町としては認識していますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほど申し上げましたその途中経過というところの部分は今精査をしていくところでございます。そのあたりを見た上で、その辺の判断をしていくということになると考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点からいくと、これもですから、これは個人としての森川町長のお考えとして、例えばこれが法的にどんどん本当詰められるようなことになったときには、実はこれはもう時効が来ているんだというようなことを、時効を援用するということを言えば、言わば遡っていろんなことに、今何かをすることは逆になくて、その土地は自分のものだという主張をして登記もできるということもなるという仕組みだというふうに理解しています。そういう点ではその時効について援用するというような考えはお持ちではないですか。これは個人としての森川さんのほう。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員の質問にお答えします。

私個人は、私が生まれる前からの話から継続していると私自身は思っております。その中で、国から町に払い下げられたときに、周辺の家屋、その周辺、池を売却されてきたと。その売却してされてきている中に、なぜおやじのときに売ってもらえなかったのか、そこらは疑問に思っております。そのおやじも町のほうに売却をということで、何回か町のほうにもお話をされたり、私もそこに住み続けてきたので、できれば分けてほしいと、売ってほしい

ということでお話を町のほうにさせてもらいました。

今議員がお述べのように、私自身は売ってほしいと、その権利を主張してそれはするつもりもなかったし、できましたら分けていただきたらという思いで、周辺を分けておられるんで、分譲しておられるので、うちも分譲してもらえるもんやと、そういうふうに認識しておりました。議員お述べのように、それを権利があるというて私自身法的な処置も取る気は一切ございません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その他の経過については実は幾ら課税するか、またこの土地の経過によってどうするかについても大事だとは思っています。ただ、先ほど30件ぐらいあったんだという、池の周辺にというようなこと言われております。ただ、それは立ち退いてもらったり、整備するときとか、買った分、払い下げてもらったのかもしれないですが、そこは私は今分かりますが、立ち退いてもらったような経過もあったようにも聞いております。そういう点で今の家だけが確かに何であそこに残ったのか、135－1の地番の町有地の中に。それ自身は非常に実は分かる、もう少しきちっと調べないと。要するに、その経過に何らかの付度であったりとか、町と何らかの関係があってそうなってきたのではないかということはないとは言えません。そういうことも含めて考えると、このことについて、やはり勝手にそこにずっと住み続けてきた、建てたということについてはきちっと対応しないといけないし、そのことは税金の問題もそうですが、今後の対処に対して、やはり法と税に対してだけ例えば5年間しか遡らないということについて、それだけでいいのかということにも実は要因としてなるのではないかと思います。そういう点では、今日の時点でまだ方針ができていないということではありますけれども、そうしたら、實際上、先ほどの課税の問題、それから更地にする問題を含めて、いつまでにこれは方向を出すというつもりなんでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 家の問題については、固定資産税の問題については、一応先週に測量が完了して、納付書が送られてきました。ガレージと本屋ということで、2軒分の固定資産税、これはもうお支払いをさせていただいています。5年分というのは、もうそれ以上に余分に渡すということができないんで、もし渡せば公職選挙法に関わってくるんで、一応法的な5年ということでお支払いをさせていただきました。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そのことは全然さっき聞いてなかったんで、今初めて伺ったような内容で、実は税金率はもう決定して、通知して払ったということであれば、そういうこととしてきちっと報告してもらわないといかんではないですか、経過として。ただし、それがだからどういう考えで決めたか。要するにペナルティー的な要素は何もないということであれば、払ったら終わるということになってしまいかねません。この問題というのは、やはり現町長として、住民に対しての信頼に関わるような問題としてあるということですから、そのことも含めた対応が求められていると思っております。そのことについて言えば、改めてなぜそういうこと、どういう方向で決めたのか。これについては、この問題についての対処方針ということをしきんと、ある意味大きくは住民の理解を得るように、もう少しそうなればせめて議会の正式な会合で報告説明して、理解も得ると。そういうことも含めてやらないと、この問題については、ただ単に滞納していた、払ってなかった。それもかけてなかったからということではなくて、やっぱりそこも分かりながら、今町長になられていて、住民に課税をするという役割ですから、そのことでは納得が得られないんじゃないかという思いがあります。そのことについてはきちっとそういう場をつくり、また今後の方向を示すべきだと思いますが、それはどう思われますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 私より坂本議員のご質問に答えます。

今お述べのように、なぜこのような形になったのか、正直にほんま調査を徹底して、やはりこのようなことが二度とない、起こらないようにしようとすれば、どうしたらいいのか。今までのこの整理をどうしたらいいのか。先ほど議員おっしゃったように、あの周辺の土地建物、同和対策事業で全部買収をされている。違法建築を買収してきたのも町です。その中で代替地として改良住宅に引っ越しをしていただいていると。これも同和対策事業の一環でされてきたと私は認識しています。その中で、うちだけがなぜ残ったのか、そのところが私自身調査をしながら、しっかりと皆さん方にお伝えできるようにしていきたいと考えております。

今後においても、私は個人としては、家を潰すとか返すとかということは、これは別にする必要はないと考えています。ただ、私は今町長である以上、その町長としての責任におい

て、家を潰して、それで更地にしてお返しするというのを道義的責任と捉えて、今そういう具合にさせていただきました。これから今、大きな家だけに、正直に家財道具や、また潰すのに今見積りを上げていただいている最中です。早急にこの見積りが上がれば、家を撤去してお返しさせてもらうというのは町長としての道義的責任だと私は感じております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、今のことで言えば、本来であれば潰さなくてもいいということから言えば、要するには本当であればもう時効的なことになって、本来の所有権を主張することも本来はあるという認識がやっぱりあるんじゃないかと思います。法的は確かにそうではないかと思います。しかし、やはりそもそもそういう公有地のところ家を建てて、そのまま来ている。ほかにもあったかもしれませんが、そのことが何も問われなくてということになるというのは、これはやはり住民感情としてもやっぱり本来はおかしいし、その人が今町長だということについて、非常にこれは逆にそんなんであっていいのかということにもなりかねません。

そういう点でいくと、先ほどの財務省の通達なども踏まえながら、やっぱりそれはある意味できちっと対応するというのをしないと、本当の意味で信頼回復にならないんじゃないかと思っています。当然同和対策上の問題として、そういう当時のやっぱり貧困や、また差別の中で住む場所の問題ということで、確かに町営住宅であったり、借りるだったり、住宅の整備していった。そういうことはそういう形で対応してきた。だから、その中で、この家だけ残ったというのは確かにおかしいです。だから、それは何なのかというあたりというのは、言わば行政運営としても非常に大事なところだと思うんで、それらも含めて今現町長としての責任と同時に、そのことをしっかり踏まえた対応を求めたいと思いますので、ぜひそういう方針については説明をする場をつくって、それだけでいいのかということにもなる。下手するとそのことに対して本当に納得できないとなると、違う意味での展開とか怒りか、おかしいと不信が広がる要素にもなりかねないので、そういう場はぜひ持っていただきたいというふうに思います。一応この問題については途中ですけれども、そういうことで終わっておきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、5分前で、よろしくお願いします。

○6番（坂本博道） そうしたら、2点目、国民健康保険について伺います。保険証の件について伺います。

先ほど報告があったとおりですが、一つはやっぱり現状認識をもう一度きちっとしてほしいとのことですが、総務省の資料によればですけれども、11月末の段階でマイナンバーカードの保有者というのは河合町では76%です。ですから、持っていない方が4,000人、マイナ保険証にひもづけていない人というのは、まずひもづけ率が全国で82%ですから、類推すると2,300人はひもづけていない。要するに6,000人余りの方が町内の住民としてもマイナ保険証を持っていない状況で今突入しているということになります。ですから、今は有効期間まで使える。まだ資格確認書も出るので、混乱ないですということに確かになる。そういうようになってほしいと思います。

しかし、大変使う人が増えれば増えるほど、また移行期間があればあるほどトラブルは絶対出てくると思います。前年の以前のところは12月2日以降、今調べておりまして、昨日の段階で、全国で取りあえず25件ぐらいトラブルが報告されていて、奈良県でも今ちょっと幾つか報告がされようとしております。ですから、やはりこの問題については、下手したら窓口で資格がないということで10割負担だと言われかねないということが絶対ありますから、そういう点では医療、命を守るためのこのことについては、そういうことを駄目だ。その責任は、今のやっぱり発行する責任は、資格を示す責任は保険者なんですね。ですから、そのことを認識はしていると思うんですが、その責任があるというふうに、これは保険者としてちょっとお伺いしたいんですが、そういうものとして、町長、どう認識されますか、そのことは。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

議員お述べのマイナンバーカードの保険証利用は、単に国民健康保険だけではなく、医療保険全体の問題でもあります。混乱を避けるためにも、国が示すルールを厳守し、その範囲内で被保険者に寄り添う柔軟な運用をすべきであると考えております。何とぞ町としての見解だけではどうすることもできないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かにだから一定混乱を収めつつ移行していこうと思えば、資格確認書というのを、保険証と全く同じ形で中身も一緒です。これを基本的には、だからマイナ保険証持ってようが、持っていないが、同じように全員に出していけば、まず当面混乱は避けられ

るのではないかと思います。そういうことで、誰に出すかといって先ほど国のルールに基づいてということでしたが、資格認書の件については新しく施行された国保法の中に書いていて、かつ職権で出せるということについては附則のところに書いていて、対象者誰とかそこには明記してません。この間はマイナ保険証を持っていない人だけにと書いていましたが、先ほど言ったように、後期高齢のほうは既に実は持っている人も出しなさいと。出せることができるというの、今。ですから、これは技術的指導の事務連絡、ただの。ということは、出す方さんから誰を対象者に決めるのは保険者が決めれると、職権でというふうに理解するのが当然だと思うんですが、そういう理解はできませんか。これは担当部長でも結構ですが、担当課でも結構ですが。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） マイナ保険を持っておられない方には資格確認書、持っておられる方はマイナ保険を使っていただくというのがルールでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そう来ておりながら、後期高齢について、この12月2日以降、7月末の有効期間が切れるまでの間に、後期に合わすと、さっき河合町でも30人ぐらいおられて、だから、この人は持っていようがなかろうが、全員に資格確認書を送ったんですね。ですから、それができるという認識なので、ぜひこれを研究していただきたいと思います、どうですか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 古谷住民福祉課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 先ほど部長の答弁にあったように、この運用は後期高齢者がITに不慣れなどの理由から、後期高齢者医療保険制度において、令和7年8月までの暫定的な運用と国から示されております。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、1分ですので、まとめてください。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そうしたら、もう最後ですが、子育て、待機児童について確認だけしておきます。

一応来年は待機児童なしでいけそうだといいことよろしいんですか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福祉部長。

○福祉部長（浮島龍幸） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、やっぱりもっと受け入れるところって大事だと思うんで、そういう点ではやっぱり今後小規模事業所も含めてぜひ検討してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島福祉部長。

○福祉部長（浮島龍幸） 先ほど答弁させていただいたように、小規模保育並びに私立保育所並びに奈良県内の保育所ともいろいろ協議させてもらい、河合町の子供さんは全て入れるように努力させていただきます。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 以上で質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

10分間暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時37分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（疋田俊文） 2番目に、常盤繁範議員、登壇の上質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤繁範議員。

(2番 常盤繁範 登壇)

○2番(常盤繁範) 議席番号2番、常盤繁範が事前通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

設問としましては3点ございます。まず1番目、河合町まちづくり自治基本条例について、これについては令和6年6月の定例議会の一般質問、その際の継続の形での質問となります。では、通告内容を読み上げます。

令和6年6月定例議会一般質問、河合町まちづくり自治基本条例についてご答弁いただいた5つの問いについて継続質問を行います。

1つ目、住民自治と団体自治の相関関係について。

6月のご答弁の内容としましては、住民自治が充実していれば行政コストなどの政策資源の配分は曖昧かつばらつかず、団体自治が十分機能するという相関関係にあるとありました。その根拠に基づき、できるだけ分かりやすい事例内容を示す検討をするとありましたが、どのような事例を考えられたのかお答えください。

(2)番、町職員の内部啓発をどのようにについて継続で質問をさせていただきます。

研修内容と具体的な実施時期の確認をさせていただきます。

(3)番目、分かる・伝わるために、どのように推進計画を策定するか。

①番、ご答弁に概要版作成についても考えていくとありましたが、進捗状況を問います。

②番、第3回ワークショップの開催内容報告とパブリックコメント実施状況と結果内容について質問をさせていただきます。

③番、大字・自治会との連携が重要なファクトとして、答弁に、西山台と向ヶ丘団地といった総代自治会長会未加入自治組織への連絡を実施し、情報等の共有は考えられるとありましたが、その後の進捗状況をお伺いします。

(4)番、推進委員会委員より意見があった内容について継続で質問をさせていただきます。

委員会内委員意見で、自治会離れの現実に基づき、理想と現実を深く考察し、解決策を検討するプロセスが必要ではないかという問いに対して、まちづくり自治基本条例施行に合わせて5年を超えない期間ごとに見直すと答弁にありましたが、施行されたのは令和5年4月1日、推進計画策定が令和7年3月末、残り3年間で見直しを企図することが可能でありますでしょうか。こちらについてもご答弁ください。

(5)番、町の最上位計画、総合計画のスキームについて継続で質問させていただきます。

ご答弁では、当初予算承認を得て、策定支援業者選定、まちづくり自治基本条例など関連する条例を踏まえつつ、今後のまちづくりの方向性を検討し、今年度末完了をめどに進めているとありました。進捗状況について以下の項目をご答弁ください。

①番、業者名とその事業ノウハウは。

②番、策定審議会委員へ会議資料としてまちづくり自治基本条例の条文もしくは逐条解説の配付はあったのか。

③番、委員より絵に描いた餅にならないよう策定に対して意見があったが、どのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

④番、人口動態の下振れを基に策定するとあったが、どのような人口動態を根拠に考えていくのか。

⑤番、転入者のヒアリング内容が河合町まちづくりのヒントになると考えられるが、どのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

大きな設問として2番目、読み上げます。

ポケットサイン防災について。

なお、これにつきましては各議員に資料のほうを配付させていただいております。

概要について調査依頼を行っており、その調査内容を以下の点に留意してご説明願います。

1点目、避難する状況での活用を検討するべきではないのか。

2点目、将来的にはオプションの選択活用を広げていくべきではないのか。

大きな設問として3番目、子ども110番の家事業の確認をさせていただきます。

子ども110番の家事業について、自治会が実施している加入参画世帯に対する確認手続に不明瞭な点がありました。奈良県警察本部方針を確認したところ、支援内容について、市町村教育委員会と連携し、市町村の生活安全推進協議会、教育委員会、PTAや事務所等が活動の主体となっている子ども110番の家の実態把握を進めるとともに、活動主体は子ども110番の家受託者に対して、児童生徒が駆け込んできた際の対応が適切に行えるように定期的なパンフレットの配布や連絡会議の開催等を行っているところ、この活動を支援し、子ども110番の家対応マニュアルや不審者情報等の提供を推進しますとありました。

河合町教育委員会事業点検・評価報告書では、子供の豊かな人間性を育む心の教育を推進する目標の青少年健全育成事業として位置づけられており、方針の錯誤があると考えます。確認のため、以下の項目を質問します。

(1) 加入参画世帯のリストはどこで管理しているのか。

(2) どのように青少年健全化育成事業として、総代自治会長会へ意向確認依頼しているか

(3) 奈良県警察本部が掲げる学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進方針に基づく子ども110番の家に対する支援事業を推進できているか。

通告内容は以上でございます。

追加質問については自席にて行います。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目、まちづくり自治基本条例について、そして2つ目、ポケットサイン防災について答弁させていただきます。

まず1つ目、まちづくり自治基本条例についての1つ目の質問になります。

住民自治と団体自治の相関関係についてということで、できるだけ分かりやすい事例内容ということでございます。例えばごみの収集・焼却業務のように、住民はごみの分別を徹底して指定場所に出すことで、行政は円滑に収集業務が行え、焼却につきましても炉の傷み軽減につながり、行政コストも抑えられるといった事例をイラストで示し、どの部分が住民自治、団体自治か分かるようにロゴも入れて示すといったことを検討しております。

続いて、2つ目の質問になります。町職員の内部啓発ということで、研修の内容ということでございます。

年2回の開催を予定しており、11月27日に第1回目の全正職員対象の研修を行いました。内容は、まちづくり自治基本条例の全体像を確認した上で、職員の役割と債務を認識してもらい、今後の行政運営について参加、参画・協働を意識したまちづくりを展開することで、行政職員が減少しても住民サービスの質を落とさないよう取り組むことを共有いたしました。また、第2回目の研修につきましては来年2月を予定しており、基本条例の行動計画といたしまして策定予定のまちづくり自治基本条例推進計画素案を基に、今後の町の進め方などを研修する予定でございます。

続きまして、3つ目の推進計画に関する部分でございます。

1つ目、概要版の作成の進捗状況についてでございます。具体的な概要版の構成は確定しておりませんが、先ほども触れましたとおり、イラストなどを含めながら身近な活動が参加、参画・協働の形になっていることが分かるような工夫をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、②になります。第3回ワークショップの開催内容とパブリックコメントの実施状況ということでございます。

令和6年6月16日に河合町役場3階会議で行っております。テーマは、みんなで考えよう「参画と協働のまちづくり」とし、参加、参画・協働についての基礎的な理解を深めてもらうよう、（仮称）河合町協働のまちづくり推進計画を考えるということを目的としました。参加は町民17人で、男性7人、女性10人でした。

なお、アンケート調査で参画と協働について、参加者全てから「理解できた」また「イメージが持てた」と回答を得ました。パブリックコメントにつきましては、予定から大きくずれ込んでおり、来年に向けて調整中でございます。

続きまして、③大字自治会との連携ということで、未加入知事組織への連絡ということでございます。

現時点では、総代自治会長会に未加入自治組織の会長に当たる方の連絡先を把握しており、町民全体に関わる事項などについて共有してまいります。

続いて、（4）になります。推進委員会委員により意見があった内容ということでございます。条例の見直しということです。

基本条例の見直しにつきましては、基本条例第39条、町長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりませんとありますので、その条文に基づき進めてまいります。推進委員会の意見も踏まえ、どの程度まで見直し、あるいは修正するかなど検証する必要があると考えております。

続きまして、（5）総合計画のスキームの中での1つ目、業者名とその事業ノウハウというところでございます。

業者につきましては、N I X J A P A N株式会社でございます。本社は東京で、大阪支店もある自治体総合計画を含め、各種地域計画の策定支援を事業ノウハウとする会社でございます。本町では主に人口ビジョンの検証、主要課題の整理及び施策分類、総合計画案への各種意見反映などの支援をお願いしております。

続きまして、②策定審議会委員への資料として、基本条例の条文もしくは逐条解説の配付はあったかということでございます。

配付はございませんでした。

続いて、③委員より絵に描いた餅にならないよということで意見があったことについてということですが、先ほどの見直しの件にもありました、まずは推進計画を策定することが先

決ですが、そのアクションプランに対して推進委員会に諮りながら、PDCAサイクルを回すことで、絵に描いた餅にならないよう進めていきたいと考えております。

続きまして、④人口動態の根拠ということでございます。

人口動態については、国立社会保障・人口問題研究所が最新の国勢調査の結果を基に発表しております人口推計をベースに、合計特殊出生率を上昇させた場合、また、その設定に加え、若い世代の転入、転出がゼロと仮定した場合の将来人口フレームを総合計画策定審議会でもお示しし、お諮りしていきながら検討していきたいと思っております。

続きまして、⑤転入者のヒアリングについて、まちづくりのヒントになるのではないかと考えております。

令和5年度の転入者アンケートによる転入のきっかけは、仕事の都合が33.3%で一番多い状況で、これは河合町が例えば大阪への通勤にも便利な立地であるためと推測できます。また、河合町出身の女性が結婚や家庭を持つことで河合町に転入するケースが多くなっており、これも共働き家庭が多い中、女性の実家の近くに住んだほうが様々な都合がよいためと推測できます。このような河合町の立地に関するよい特徴を生かし、女性に河合町を選んでもらう取組も必要になってくると考えられます。

続いて、2つ目のポケットサイン防災について答弁させていただきます。

ご質問のアプリにつきましては、国の認定を受けたプラットフォーム事業者が展開していると聞き及んでおります。概要は、マイナンバーカードを活用したもので、マイナンバーカード内のチップをアプリで読み取ることで、自身の情報をアプリの中に登録することができ、様々な利用サービスを受けられることで、そのサービスの中に防災関連についても利用の幅があると認識しております。もちろん経費等もかかることでございますので、住民の安心・安全に関する取組といたしまして、今後活用について検討し、その他のサービスについても、住民サービス向上や職員の負担軽減につながるものは広げていくことも検討できると考えております。

私からは以上でございます。

○教育委員会教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育委員会教育振興部長（中尾勝人） 私のほうから、3つ目、子ども110番の家事業の確認について答弁をさせていただきます。

1つ目といたしまして、加入参画世帯のリストについては各PTAが集約し、整理して学

校、生涯学習課に配布があり、3者で共有し、保管しております。

2つ目、総代自治会長会の意向確認につきましては、各PTAから依頼文を配布し、意向確認をお願いしているところでございます。令和2年2月には、第二、第三小学校の統合前に生涯学習課より総代自治会協会の定例会で趣旨のご説明をさせていただいたこともございます。

3つ目、奈良県警察本部が掲げる学校周辺の安全環境の整備と地域における見守り活動の推進方針に基づく子ども110番の家に対する支援事業の推進につきましては、大きく分けて4点ございます。

1点目といたしましては、子ども110番の家の実態把握でございまして、現状といたしましては、加入参画世帯リストは保管しているものの、細かな実態把握には至っていないというところもございます。

2点目は、安全教育を進める上で、教職員に対する研修等の実施でございます。現状といたしましては、教職員が通学路において立哨や子供たちと下校するときもございますが、研修等までは至っていないというところもございます。

3点目は、子ども110番の家の受託者に対して児童生徒が駆け込んできた際の対応が適切に行えるように、定期的なパンフレットの配布や連絡協議会の開催になっております。現状といたしましては、パンフレットは一度配布したり、ホームページにアップしているものの、それ以降定期的なパンフレットの配布、連絡協議会等の開催は至っていない状況でございます。

4点目は、子ども110番の家対応マニュアルや不審者情報の提供の推進で、現状といたしましては、対応マニュアルについても平成14年に作成したものの、更新や周知徹底には至っていないというところもございます。このような状況でございまして、奈良県警察本部が掲げる支援事業の推進ができていないというところもあるといった状況でございます。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。また、調査依頼の形でしっかりと調べいただいての形でございまして、ありがとうございます。

では、設問の順番どおりに追加質問をさせていただきたいと思います。

まず、ご答弁の中で、概要版ですとか、できるだけ分かりやすい事例の内容を示す形とし

ましてはイラストを考えていらっしゃるという形でありましたが、これは専門の業者さん
にお願いする予定で考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） イラスト等につきましては、会計年度の職員がおりますので、その
者の作成を考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） イラストにするということは簡略化されるわけですね。見てぱっと分か
るような形というものを望まれるわけですよ。そうなりますと、根拠、エビデンスが非常に
重要になってくる。何をもって何を表すか。漫画にするか、絵にするかというところがしっ
かりと反映されていないと、ぼやんとしたイラストになりますんで、そこはご留意いただき
たいと思いますが、その辺のところをどうお考えですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） イラストの件なんですけれども、議員おっしゃるとおり、あ
る程度多世代がまず見やすいという形がやっぱり必要になってくるかなと思っています。そ
の分、今部長答弁の中で会計年度の職員が今いますので、その職員のまず技術も今広報等
の部分を使っておりますので、その辺も留意しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 1つの事例として、先ほどごみの収集と焼却という部分で考えていらっ
しやるとご答弁いただきました。住民自治と団体自治で考えますと、少し具体的な話になり
ますけれども、いろいろなSNS上でも自治体を抜けてもごみ捨てられるのかとか、そうい
った形の問い、それに対しての答え、弁護士まで見解を述べたりとか、そういった形が流布
されているというか、氾濫しております。そういう形で考えますと、住民自治って関係なく
ごみは捨てられるんですよ。関連性がなく。その辺のところをしっかりと留意した上で事例
を紹介すべきだと思うんですが、どのようにお考えですか。これは自治体に頼らなくてもご
みは結局捨てられて焼却処分されるわけですよ。そういったところについてはどのように

留意していらっしゃいますでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○議長（疋田俊文） 課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ごみの問題というのは、どの団体にもなかなかいろんな方がいらっしゃいます。例えば外国人の方であったりとかということで、決まったときに決まった形の分別をしないような部分も聞き及んでおるところなんですけれども、まずそういった部分も含めて、この部分が団体自治であったりとか、この部分が住民自治であったりとかということをまず分かってもらった上の部分を示した上で、分かりやすいイラストを使いながら、分かりやすい中身を検討していきたいと思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先週の末も自治会のオブザーバー参加というのを依頼されておりまして、参加しておりました。大輪田自治会と城内の自治会ですね、そちらのほうで参画させていただいたんですけれども、同じような内容が出たんですね。自治会の加入ってメリットってあるのと。これを説明せんとあかんと、委員として。それについて執行部の方々がこのごみの例を出されたんですけれども、実際のところは自治会に加入していなくてもごみは捨てられるわけですので。ずっと同じようなやり取りが続きましたんで、私のほうでお話しさせてもらったのは、特に河合町は自治会の要望という形で、それに対して予算化するという形が出来上がっているわけですよ。非常にそれというのは団体自治と住民自治の相関関係を示す形になると思いますんで、それもあまり顕著に表し過ぎると過剰になる可能性がございますんで、しかしながら、その住民自治の団体に所属することによって声が届きやすい。団体としての交渉ができる、そういったことも踏まえて考えていただければと思いますんで、よろしく願いいたします。

では、続きまして、（2）番についての部分ですね。町の職員の内部啓発をどのようにするかというところの部分で追加で質問させていただきます。

6月の際にも追加質問させていただいたんですけれども、これ議会議員宛てにも同様の内容を行うべきだと思うんですけれども、協議会なり説明会ですね。そういった形の実施すべきだと思うんですけれども、検討されましたか。できればしていただきたいんですよ。行政職員と同じような形で本来すべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 11月27日、第1回目の実施させていただいた際、職員という形でさせていただきました。ただ、議員の皆様もその内容のほうを見ていただくようにというように思いから、その検証の内容はビデオに撮っております。また、その部分について今後また見ていただけるような体制を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。すみません、挙手しただけなのに示していただきまして、ありがとうございます、議長。

追加質問させていただきますが、その動画というのは議会事務局へ渡していただいて、我々のほうで後で閲覧できるという形になるのでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 議員の皆様に見ていただけるような形でさせていただこうというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） （3）番の2点目の項目で、第3回ワークショップの開催内容の報告をいただきました。それとパブリックコメントを実施するという形であったんですけども、これ実施されてませんよね。その状況の中で（4）番の部分で質問させていただいている推進計画策定の期日としましては来年の3月末。パブリックコメントを求めず、これを策定してしまうんですか。最終的に答申を町長宛てに対して出す、そのように考えていらっしゃるんですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 今ご質問いただいた件でございます。②のパブリックコメントのところでお答えさせていただきました。予定が大きくずれ込んでいると。来年度に向け、今調整を行っていますということでお答えさせていただきました。課内の業務体制にちょっと変更が生じたことによって、業務のほうがもともと予定していたときよりもかなりずれ込んで

おります。できる限り年度内というふうには考えているんですけれども、今の予定では少し年度をまたがる可能性がございます。で、それに伴って先ほど言っていた7年3月というところの部分についてもちょっとずれてくるところもあるかなというふうに考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 物事には拙速という言葉があるように、もともと定めたことを何とかやりますという形のもので、結果として悪い形になるものが往々にしてございます。その人員的な部分のイレギュラーがあつての部分は十分理解しております。私も心配で、都度どうですか、大丈夫ですかというのは確認させていただいておりました。そういったところも踏まえますと、後にまた設問の部分で追加質問させていただきますけれども、弾力的に考えていただくというのも必要性はあるのではないかなと考えるところでございます。

続きまして、大字自治会との連携が重要なファクトとして、西山台と向ヶ丘団地、そことの連絡ですね、情報の共有は必要性があるのではないかなという部分についてご答弁いただいております。連絡先を把握して今後進めていくとありますが、私としましては、防災と減災の連携の観点でも情報共有はもうすぐにすべきだと思うんですよ。最低限その部分についてだけ防災と減災について、そういったものについては今すぐにでも情報共有を行うべきだと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 議員がおっしゃるとおり、防災・減災というのはもちろん命に関わる部分ですので、全住民が知っていただく機会というのが一番理想だと思っております。例えばですけれども、まだちょっと明言はできませんけれども、ハザードマップ等、そういった形で皆さんに知っていただきたいような項目という部分については、今連絡先が分かっているところについて、こういうことをホームページにも出しますよとか、例えば広報に挟み込みをしますよとかというような丁寧な連絡というのはさせていただこうとは思いますが、ただ、今おっしゃっているような、地域に我々が出向いて行って説明することになると、なかなかその部分のいろんな状況等を報告されることになって、なかなかちょっとその辺も難しいのかなと思いますので、今連絡手段という部分について、総代自治会長さんと同じようなレベルでお伝えできるような形で進めていきたいと考えており

ます。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 長々にご答弁いただいたんですけれども、こちらから赴くのはというところの部分で考えれば、状況としてはもう大変申し訳ないんですけれども、来てもらえますかと。ご説明申し上げますので、お時間をいただけませんかというアプローチもあるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田政策調整課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） そういったリクエストももちろんあると思うんですけれども、まずは一旦お聞きさせていただいて、その状況等に応じて対応すると。その個々別々に対応するとなると、なかなか職員の負担も大きくなるということでございますので、その辺は配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） それでは、（4）番の部分で追加質問させていただきます。

見直しの企図することはできるのかというところの部分を質問させていただいております。そもそも先ほどご答弁にありましたとおり、推進計画の策定を来年の3月という形のものであるが、それについては少し延長を検討しなければいけないといった答弁がございました。これについては先ほども拙速という言葉を出したとおり、あまり焦ってもしようがないのかなと私は思います。しかしながら、事務的な手続というのは必要だと思うんですね。例えば私もその推進委員の一人でございます。隣に座っている梅野議員も推進員の一人でございます。それぞれの任期で定まっているんですね。その任期の延長の手続等はやはり行うべきではないかと。よって、この推進審議会を一度開く必要があると思います、今年度中に。そういった事務手続以上のものになりますけれども、行政手続になるのかな。そういったところを考えていらっしゃるのでしょうか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田調整課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） ちょっとそのあたりは非常に難しい問題かなと思っております。といいますのは、もちろん推進委員会の方にお諮りして進めていくというのが大前提でございますので、まずは年度内に、今1回だけ開いておるところでございますけれども、第2回という形で開かせていただきまして、まずこの任期が2年ということで、今年度が任期が切れるということですので、それを今続けている推進計画を、また新たな2年の推進委員さんを募って、やるというのなかなかちょっと難しいこともありますので、今の委員さんが継続的に来年度も見ていただけるような、例えばですけれども、覚書であったりとか、そういう形で何かしらの方法でお諮りしてご納得いただきまして、もし来年度にまたがるということであれば、そういう形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 延長期間は町長への答申まで、そういった形で来年度1年間ずっとという形ではなくて、町長への答申までという形で延長をすることを私としては考えるべきかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（5）番について追加質問をさせていただきます。

②番で策定審議会委員へ会議資料としてまちづくり自治基本条例の条文もしくは逐条解説の配付があったのかというところについては、なかったという形でご答弁いただいております。私、先般11月13日水曜日午前10時から行われた河合町総合計画策定審議会、こちらのほうを傍聴させていただいております。その際の資料というのもこちらのほうの手元に、傍聴者に対して一人一人配付されていた。これはすばらしいことだと思うんですね。それを基に質問させていただきたいんですけれども、河合町総合計画策定審議会条例第2条、目的というところに、この条例は河合町まちづくり自治基本条例（令和4年12月条例第22号）第26条に規定する町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するための総合計画を策定するに当たり、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とすると条文にもあるんですよ。

しかしながら、このまちづくり自治基本条例、条例の文ですとか逐条解説を事前にその審議会の委員さんたちに配付してない、またレクを行ってないってどういうことなのかなど。

甚だ疑問なんですけれども、どういう姿勢で考えていらっしゃるのかご答弁いただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田調整課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今ご指摘のとおり、大変申し訳なかったとは思っております。

まず、まちづくり自治基本条例の条文等を配付するというところまでの配慮が足らなかったというのは事実であります。中でその資料を基に基本理念というところについての部分を含めて口頭では説明させていただきました。その程度に終わっておりますので、次回の会議ではもう一度再度、この部分も含めて周知といいますか、内容等の確認等をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 少なくとも委員さんにはまちづくり自治基本条例の条文と逐条解説、これを事前にお渡しすべきだと思います。考えていただけますか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、考えさせていただきます。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、④番に移らせていただきます。

ご答弁いただいている内容を理解しております。こちらの策定審議会の次第、資料の部分に基づいて質問をさせていただければと思うんですけども、経済指標を示しつつ、課題を明らかにしているようであるんですね。コメントとして一言ずつ書かれているみたいな感じなんですけれども、そもそも河合町って主要道路の結節点が近いにもかかわらず発展していないんですよ。これ一つの原因として考えられる、理由の一つとして考えられるのは、都市計画法上の区画区分ですね、区域区分、こういったところの部分が問題点としてあると思うんですけども、これが総合計画の策定のための資料の部分に載っていないのは意図的なものなんですかね。本来これエッセンスとして加えるべきだと思うんですけども、いかがですか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田政策調整課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今現時点の出せる状況というのが今お示している部分でございますので、そこから基本構想から基本計画、実施計画と言われる部分について、今後審議会の方々にお諮りして進めていくと。特別都市計画の部分については、基本計画のマスタープラン等のところでお示しすることになるのかなというふうに思っております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） しっかりとその辺のところ意識して総合計画も策定していただければと思います。当然のことながら参加されている委員さんも都市計画区分について河合町というのは長年変わってないというところの部分は十分理解されていると思いますので、しっかりとその辺のエッセンスも踏まえて、総合計画を策定していただければと思います。

続きまして、⑤番についてご答弁いただきました。出身の女性の方のヒアリング内容、そういった形のものも私、傍聴しておりまして伺っておりました。私としましては、河合町の発展を企図し、多角的に今いろいろな振興施策を進めているところではありますけれども、私はもうちょっと絞るべきだと思うんですよ。生まれ育った方々に帰ってきてもらって、常住地として住んでいただく。そういったことにもう特化して施策を進めるべきだと私は考えるんです。財政状況を鑑みると、何でもかんでも振興策を打ち出して行うというのは無理があると思うんですよ。

また、先ほどの話に戻りますけれども、一時期人口が非常に増加していた時期があるわけですよ。そこで生まれ育った方々に帰ってきてもらうことを前提に施策を考えていただく。私はこの1点に絞って特化すべき、施策を推進すべきだと思うんですけども、突然申し上げましたが、いかがですか。ヒアリングしてみて、担当部署としてはどう思いましたか。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田政策調整課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） 今ご指摘のとおり、河合町ももともと人口減少という部分の大きな問題がございました。当時、平成26年度に地方創生という流れがありまして、その当時、河合町と大手住宅メーカーと連携して、河合町内のいろんな住宅の関係であったりとか、その地域に住んでいる方のインタビュー等はさせていただきまして、その中で河合町というのが、住みやすい町だということがそこで分かりました。当時、私も事務員としてやってお

りまして、河合町というのはなかなかいろんな厳しいご意見等をいただいておりますので、そういうイメージなのかなと思ったところ、アンケートしたところは、住みやすいという意見が約9割ほどありましたということになりまして、まずは一旦河合町のよさというのをもう1回見直そうということで、河合町の例えばですけれども、交通の利便性であったりとか、緑豊かな町であったりとか、商業施設が適度にあるとかいう部分をもう1回洗い直しまして、その部分をPRという形でどんどん町内外に発信していった経緯がございます。その中で、まず議員おっしゃっているような、そこでまずUターンという取組というのをやっていったということで、それも今現時点でも継続的に取り組んでいるところではございます。

さっきおっしゃったように、やっとその芽が出てきて、河合町出身の方がだんだん、特に女性の方が結婚して、旦那さんを河合町に連れてきて住むという傾向が私の周りでも増えてきているのかなというところでございます。

ということで、今後もちろんUターンをすることによって、なかなか地縁が全然分らないというところに行くよりも、もともと町を知っているという方が戻ってこられたほうが、先ほどの自治会等の離れということも含めて、その辺の解消の一つになるのかなと思っておりますので、そういった形でUターンというのも今後も重視しながら進めていくということで考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私も見解が一致しておりますので、どうぞ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私、東京で生まれて宮城で育って、学校も就職も東京でした。いろいろなところに住んだことがありますけれども、河合町が一番いいです。本当に素晴らしいところだと思います。それをしっかりと全面に押し出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

⑥番についての部分でいろいろご答弁いただいております。一定のまとめとして、私、申し上げたいんですけれども、まちづくり自治基本条例は協働による高揚感の創出、気分が高まるという意味のね。河合町民が河合町民のためにそれをつくり出すと。そういったことが非常にエッセンスって必要ではないのかなと考えているところであります。例えば最近行われているみたいなんですけれども、私はそれに参画している形ではなく、タッチはしていない

んですけれども、近鉄大輪田駅前の官民の協働の形でのイルミネーション、そういった形の努力というのも下支えするような、こういったこともまちづくり自治基本条例には大切なエッセンスとしてあると思いますんで、推進のためのミッションとして一つ考えていただきたいと思います。

ここからは町長へ何点かお伺いしたいと思っております。町長にご答弁いただければと思います。

まず1点目としまして、まちづくり自治基本条例第24条の条文には、町長は、施策の施行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとあります。最近の施策の進捗報告は、以前は原則町民の方が傍聴可能な全員協議会であったものが、最近は町民の傍聴なしの形的全議員説明会に切り替えて説明が行われている。また、その開催事実すらホームページ等で報告されてない形なんです。加えて、先般11月22日に開催された町民の方の傍聴なしの議員懇談会にて、町長が町有地と国有地に建てられた未登記の住宅で長年生活していた問題の中間報告がなされたということなんですけれども、条文にある町民及び町議会への説明責任を果たすことがなされていると考えてますでしょうか。これね、町民及び町議会なんですよ。そういったところを意識して説明がなされているのか、そこを確認したいんですけれども、いかがですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤議員の質問にお答えします。

各種協議会などの結果については、会議での資料をはじめ、その会議録などをホームページで公開しているところではあります。現在、まちづくり自治基本条例推進計画の策定も進めておりますが、その中でも参加、参画・協働が重要であることを示すことになり、情報共有はその前提となることから、推進委員会の委員の皆様にも情報共有の方法について検証をしていただいて、改善すべき点は改善してまいりたいと考えております。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、そのプロセスすら、今ご答弁いただいた内容すら、本来であれば同時進行で情報発信すべきだと思うんですよ。また、先般行われた全議員の説明会という形をとった不毛田川の内水対策事業の説明会についても、本来であれば、これ町民に同時にお知らせするような形、そういったものをしっかり設けるべきだと思う。原則とし

て考えるのは説明会ではなくて協議会だと思います。また、それはしっかりと動画配信できるような形で考えるべきだと私は考えます。どのような経緯であっても、原則は衆人環視の下、町民及び町議会の説明責任を果たすことを履行すべきだと思うんですよ。私としましては、条例に反する行動、そういった形で今施策の説明が行われているように私は思っております。これは改めていただきたいと思いますので、改めてご答弁いただけますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） お答えします。

議員お述べになっておられますことは真摯に受け止めて改めていかいかなければいけないところは改めたいと思います。

1つ、先般の11月に経過報告として議員の皆さんにお話をさせていただきました。これについては9月議会のときの話、それ以降皆さんにお知らせしてなかったんで、途中経過としてお話をさせてもらおうと思っておりました。それについては、やはり個人情報もあったり、また町長としての責務という両面を捉えまして、議員の方にお集まりをいただいたというのが私の趣旨でありまして、私からの要望で開いていただいた会議だと思っております。どうか今後ともご理解をよろしく。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その際の音声データを議長の許可をいただいて、改めて伺いました。聞いておりました。それと併せてなんですけれども、12月の定例会の6日の日ですけれども、町長のご挨拶の際に、その問題についてお話になられていました。しかしながら、私としては、これを改めていただきたいと思ひまして、これから申し上げることを自覚していただきたいんですよ。私人としての、私の人としての森川喜之氏が町有地と国有地に建てられた未登記の住宅で長年生活していた理由の説明の部分と、公の人間としての町長として、法人としてどのように私人格である森川喜之氏へ行政手続するのかというものをしっかりと分けた形でお話しいただかないと、公私混同の形になりまして理解しにくいんですよ。そこは改めていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） ご質問にお答えします。

私自身も個人の案件と、それと町長としての責務、これについて今後しっかりと分けて話をさせていただきたいと思います。町長としては、森川個人に対してしっかりと行政のほうで精査をして進めさせていく。それが長としての役目だと思っております。町長としては、以前からお話をさせてもらっているように、町長としての道義的責任として、家の取壊し、また更地にするということを私は今まで言ってきたことの一つだにご理解をしていただけたらありがたいです。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） いずれにしても、衆人環視の下にご説明いただくというのが本筋だと思いますんで、要は町民の方々が傍聴できるような場でしっかりとその辺の説明、これから公人として、町長としてどう私人に対してするものか、そういったことをしっかりとご説明いただければと思います。

また、別の議員さんがおっしゃっていたように、しっかりと協議会等を開いて説明する機会が必要ではないかという話もありました。私としましては、衆人環視の下に町民及び町議会への説明責任を果たす、同時にね。すべき形として、この本会議場というのは非常に現時点で最も適切だと考えますんで、そういった場においてもどうぞ議会に対して働きかけていただければと思うところでございます。

では、続いての設問の追加質問に移りたいと思います。

ポケットサイン防災についての部分についてご説明いただきました。何点かご答弁いただいております。災害時の行政職員の対応、職務の軽減化というものにつながる場所もあると思うんですよ。全庁全体でこのポケットサイン防災を活用して避難訓練を行うというのはなかなか難しいと思うんです。私としては、限定して、例えば福祉避難所でのまず活用を試みるですとか、限定した形の活用というのを考えるべきだと思うんですけれども、資料をご覧になってどう思われましたか。担当部長、お答えください。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） このポケットサインということでアプリということになると思うんですけれども、かなり行政として利用が可能な、やはり利用しやすい内容のアプリ、中身として、メニューとしてあるのかなというふうには考えております。その中で、今言っていたような部分で、一定の業務に限ってそれを試しに実施していくとか、そういうところ

るもあるのかなとは思いますが。ただ、費用的な部分というのもやっぱり見ていかなければいけないのかなというところもありますので、その辺のところも考えながら検討していきたいというふうに思っております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員、あと5分ですので、お願いします。

○2番（常盤繁範） 資料のほうをご覧いただければと思うんですけども、はい、ありがとうございます。無料でトライアル提供もされているんですよ。お試しの活用というのもできる形になっておりますので、いきなり予算化って難しいと思うんですよ。しかしながら、お試しの形でできますので、しっかりとご検討いただければと思います。

では、次の子ども110番の家の事業の確認という部分でお話をさせていただきます。

警察本部が求める形として、奈良県の県警本部が掲げるもの、それに対してできてない部分があるというご答弁いただいております。私としては、まず細かいところでありますけれども、河合町の教育委員会の事業点検・評価報告書では、子供の豊かな人間性を育む心の教育を推進する目標の青少年健全育成事業、子供たちの安全見守りの実施、①子ども110番の家の旗の配布としてますけれども、これ、調べましたら、別の事業として学校・家庭・地域の連携による地域の教育力の向上を図る目標の学校・地域連携事業、こちらのほうが本来組み入れるべき内容ではないのかなと思いますので、これを精査していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○教育委員会教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育委員会教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

事業点検・事業報告書のご質問だと思います。

事業名、青少年健全育成事業と学校・地域連携事業というところですね。ちょっと説明をさせていただけたらと思います。学校・地域連携事業、こちらにつきましては、学校と地域住民、ボランティアの協力を得て、学校現場のサポート体制を構築し、学校教育、家庭教育に並ぶ地域教育の推進を図る事業でございます。例えば学校・地域パートナーシップ事業の中で、登下校見守りボランティア、図書ボランティア、すな丸未来塾、放課後子ども教室などなど、学校をベースとした地域コミュニティーを再構築し、地域の教育力の向上を図る取組という状況でございます。

次に、青少年健全育成事業、こちらにつきましては、こころの教育の推進、体験学習、子

供たちの安全見守りの実施といった青少年の生きる力を育むことが大きな課題となっておりまして、学校・家庭・地域・社会が一体となり、自主性や社会性を育てる必要があるという、こういった事業でございます。そして、子供たちの安全見守り実施の子ども110番の家、こちらにつきましては、地域の皆さんの理解、意識の高揚、そういった必要なところを事業として考えておりますが、学校・地域連携の部分よりも多く関連しております青少年が健やかに育つ環境づくりとして、教育委員会、PTA、河合町青少年健全育成連絡会、西和警察が協働になって行っている事業というところで青少年健全育成事業というところに記載しているというところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 解釈としてご答弁いただきまして、ありがとうございました。

私としましては……何かありましたか、大丈夫ですか。よろしいですか。私としましては、学校、児童生徒、保護者や総代自治会長会への働きかけについては、奈良県警察本部が掲げる方針を基に設立の経緯は分かりますよ。歴史も分かりますけれども、今現状で社会情勢に合わせた形でこうすべきだというものを、それを方針が示されておりますんで、それを基に協力の継続の意向確認ですとか、旗の破損状況確認、こういったことをすべきだと私は思います。また、これは総代自治会長会に対しては毎年すべきだと思うんですよ。また、パンフレットの配布等も1年に1回は必ずやってほしい。何のためにこれをしているのという話が自治会では渦巻いているんで、意味が分らないと、何のための意向確認なんだと。まずそこから改めていただきたいと思いますので、ご検討いただけますでしょうか。

○教育委員会教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○教育委員会教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

この事業につきましては、先ほども答弁させていただいたように、平成14年から各学校のPTAや青少年健全育成連絡体等で大字自治会の回覧板、回覧とともに始めたという、そういう協力をいただいて始まった事業でございます。大字自治会の周知方法につきましては、再度見直しをさせていただきまして、マニュアルを用いて周知をする、また、総代自治会長会の定例会も年に数回、2か月に1回していただいているところもございますので、年度当初にでも生涯学習課のほうがちよっと説明のほうに行かせていただきながら、周知をさせていただけたらというふうに考えていきたいと思っております。

加入者の理解、また増加を目的という形でやらせていただいております、地域によっては地域の役員、また学校の地区委員を中心に、自治会と協議をしながら進めております、子供の立哨、またマニュアルの全戸配布、こういったやっつけていただいている地域もございますので、そういった部分も参考にしていきながら、生涯学習課のほうがきちんと対応しながら進めていけたらというふうに考えております。よろしくお願いします。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） あと1分です。

○2番（常盤繁範） これにて常盤繁範、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。昼1時10分から再開いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時10分

○議長（疋田俊文） 再開します。

町長におきましては、体調不良のため、地方自治法第121条ただし書の規定に基づき欠席の届けを受けております。どうかご了承願いたいと思います。

◇ 杵 本 貴 司

○議長（疋田俊文） 3番目に、杵本貴司議員、登壇の上、質問願います。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

（1番 杵本貴司 登壇）

○1番（杵本貴司） 議席番号1番、杵本貴司です。

それでは、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私からの今回の質問事項は、これからの公園の管理運営についてをテーマとして2点ござ

います。

まず、1つ目は、町内の公園の管理についてでございます。

河合町はかつて人口増加に伴い、多くの社会資本が整備されてきました。公園もその一つで、町における貴重な緑のオープンスペースとなっております。現在、町では公園の除草作業や樹木の伐採を行っておられますが、ベンチや遊具等の公園施設の老朽化が顕著に表れていると感じております。ほかの自治体では公園施設の老朽化に伴う事故も発生しており、適切なメンテナンスが喫緊の課題となっております。

河合町としまして公園管理の現状についてご説明ください。

そして、2点目でございます。公園の運営についてでございます。

河合町においては、他の自治体と同様、人口減少、少子高齢化が進んでおります。町内の公園の中にはほとんど使用されていない公園もあり、時代の変化や多様化するニーズに対して十分その潜在能力を生かし切れておりません。

河合町として公園運営の現状についてご説明をお願いいたします。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 私から、これからの公園の管理運営についての2点につきまして答弁させていただきます。

1点目は、管理についてでございますが、本町は昭和40年頃から高まった開発により急激に住宅地が供給されたことで人口が増加することとなりました。それに伴い、道路、下水道、公園といった多くの社会資本が整備されております。

また、馬見丘陵公園の整備により、本町における公園等のグリーンインフラはさらなる人口増加に対応できるものとなっておりますが、平成12年を境に人口減少が続いていることから、住民1人当たりに対する公園保有面積の割合は県下においても大きい状況でございます。

現在の公園等の管理は、年2回の除草や清掃、トイレ清掃、水系設備の保守点検を河合町シルバー人材センター等へ委託しております。公園施設につきましては、予算の範囲内で損傷箇所の補修を行っており、樹木の剪定は職員により対応しているところでございます。しかし、老朽化が進む公園等を全て管理するには、管理費や人員の不足などが課題となっている状況でございます。

続きまして、2点目の運営についてでございます。

本町におきましても、人口世帯構成は人口増加期と比較して大きく変化しております。人口増加期に整備された公園の中には、議員ご指摘のとおり使用の実態が確認できない公園などもございます。都市計画運用指針におきましては、主として自然的環境の中で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とした公共空き地と明記されており、比較的自由に使用いただくことができる一方で、いずれの公園などの運営は画一的なものとなっているため、使用者のニーズに対応できていない公園などが顕在化しております。

私の答弁は以上となります。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ご回答ありがとうございます。公園の管理面では予算や人員不足、そして運営面の方では画一的な魅力のない公園というところが課題となっているようなご返答いただきました。ご回答ありがとうございます。

再質問に入ります前に、簡単に今回私が公園整備をテーマにした経緯をまずご説明させていただきますと思います。

去る11月24日の日曜日に近鉄大輪田駅の広場にクリスマスイルミネーションが点灯しておりますが、皆さんもご覧になった方、まだ見ておられない方おられると思いますが、ぜひ一度ご覧になっていただきたいと思います。この企画は、今まで自宅でクリスマスのイルミネーションをされていた方から、自宅の倉庫に保管されていましたクリスマスのイルミネーションを町内のどこかでぜひちょっと活用していただければということでお声かけをいただきまして、また、以前から近鉄の大輪田駅に関しましては、子供の塾の送り迎えをされているような方々が大輪田の駅前が非常に暗いということで、できたらクリスマスぐらいに何か電飾で明るいイベントができればという声もいただいておりますので、その2つの思いを掛け合わせていただくことで、そんな賛同していただく方もたくさんおられ、イルミネーションの設置を地域の皆様、そしてボランティアの方々、また二小の子供たち、そしてその保護者の皆様と共にこのイルミネーションの設置を行わせていただきました。大変好評で、本当に大輪田駅前が明るくなり、また共に活動した皆さんの心を明るく照らし、また地域の皆さんの心も明るく照らせているのではないかなと感じております。

その企画の中で一番大切にやってきたところが、企画から役場の担当課の方々にしっかり

と住民さんの方々の思いを受け止めていただきまして、その思いを実現に向かって住民の皆様と役場の方々と二人三脚でこの活動を続けてきました。そういった役場の方と地域の方との出会いの力を最大限に生かしていただけた本当に僕ら住民にとっては心強い活動だったと感じております。引き続きこういった取組を継続していただきたいという願いから、今回公園をテーマに一般質問をさせていただくようになりました。

役場の方のほうからも今回の大輪田駅前での活動を通じて、何かちょっとこの活動に関して感想ですとか今後に向けての意見等ありましたらお願いいたします。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今回の大輪田駅前広場におけるイルミネーションにつきましては、ご尽力いただきました皆様にこの場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

イルミネーションの設置につきましては、多くの住民の方からご好評をいただいております。公園、緑地、広場の管理及び運営におきましては、それに充てられる予算の制限と担当する職員の減少により、行政のみでは立ち行かなくなってきました。特に、運営面におきましては、管理に関する苦情や要望への対応が業務時間の大部分を占めるなど、業務効率化を図る一方で、硬直的な管理運営にならざるを得ない側面がございます。そうした中で、今回のような住民の皆様が主体となってつくり上げていただくことは、これからの公園運営の在り方であると強く感じております。

本町といたしましては、多様な利害関係者の参画を促し、協働して公園をマネジメントできる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。

また、この企画の振り返りの中でよかったところ悪かったところ、また失敗しているような点多々あるかと思いますが、役場の皆様と共に企画した計画でありますので、我々ボランティアのほうも役場の方々と共に責任を感じながら次の展開をまた共に地域を前に前に推し進めるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして続きまして、公園といいますと町民の皆様の生活の彩り、そして憩いの場、防災の観点からも住民の皆様が安心安全に公園を使用できる環境づくりが大切になってくるのは当然であります。先ほど管理面での回答のところ、管理費や人員不足のことが公園を中心と

したまちづくりを行っていく上で非常に深刻であるというような回答をいただきましたが、ちなみに、令和6年度の公園などについての管理に伴う予算の内訳、そして担当されている職員の方々の業務内容についてご説明をよろしくお願いいたします。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 公園等の維持管理費といたしまして、まず除草工事費約1,100万円でございます。その他水系設備保守点検に約120万円、公園管理費350万円、修繕料約100万円、電気代約350万円などが予算の内訳でございます。

担当する職員につきましては、都市計画公園系の職員2名と臨時職員2名が公園の管理運営に従事しております。

業務内容といたしましては、公園等の除草、水系設備の保守点検、清掃、その他遊具・照明設備の修繕、また苦情等の対応、緑化推進委員会、景観保全など、多岐にわたって業務を行っております。樹木等の伐採及び剪定につきましても、臨時職員が中心となって4名で実施している状況でございます。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○1番（杵本貴司） 予算面で他町と比較するといろいろちょっと基準的には難しいところもあるかと思いますが、あくまで今公園の掃除を管理していただいている方々ですとか、公園を利用していただいている住民の皆様の声が一番大きな指標であると感じております。

私も毎日ちょっと星和台の公園でラジオ体操をやっておるんですけども、そのラジオ体操の仲間の皆さんと、先日、星和台の公園の木の伐採の作業役場の職員さんがされているところにちょっと協力という形で、そのボランティアでいつも掃除してくださっている皆さん、そして私ども含めて何名かでボランティアで星和台公園の木の伐採と一緒に役場の方々がどういう作業しておられるかも含めて一緒に協働で作業させていただいたんですが、その役場の方と僕らボランティアと一緒にそういう活動ができたのは非常にいい機会だと思っております。

それはなぜかと言いますと、日頃公園のいろいろ掃除をしてくださっている方、落ち葉拾いですとか、夏の暑い時間の雑草の掃除、こういった方々なかなか役場の方々がどういう形で公園整備をしてくれてはるかというのなかなか見えにくい形にあります。その中で、役場

の職人さんは、今ご回答にありましたとおり、なかなか人手が足りなかったり、予算がしんどいので役場の職員さん自ら公園に赴いて除草作業ですとか木の伐採をされている。そういうことを共に役場の職員さんと公園で掃除とかされておりますボランティアさんが共に汗を流して公園の整備をすることで、そのときにお互いちょっと思い合っていることをざっくばらんに話すような機会もありましたので、できればこういう公園整備をする方々と役場の職員の皆様が共に汗を流しながらいろんな交流をすることで、お互いここまでいうたら無理かなとか、ここまでは役場の方でも交流できるかなとか、そういう顔と顔の見える関係がしっかりと築いていく中で公園整備をどうしていこうかと発展的な話し合いにもできるかなと思いますので、そういった活動を今後も続けてできるような機会づくりを役場の方も地域のボランティアの方々も共に積極的に取り組んでいくような体制が必要であると、そのとき感じました。

また、その中で、作業の中には結構役場の職員さんも危険な作業、特にチェーンソーを扱う作業ですとか、ユンボで重機の作業等、これをしてくださっている様子も住民の方々も見ておられまして、とても専門性の高い作業も日頃から役場の職員さんが危険を顧みずしていただいているような現場も把握しました。

その中で、危険や危険性の高い専門性が求められるような作業を今の少ない職員さんの数で町内全ての公園の管理が適切に行われていくかどうか、そのことについてちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 公園の管理また今後の在り方等につきまして、本年9月の定例会一般質問におきまして中山議員より様々な視点でのご質問をいただき、答弁いたしましたところでございます。その際の答弁の繰り返しとはなるところもございますが、まず、年2回の草刈りを実施しておりますが、雑草が繁茂していない状態を維持し続けることは難しく、職員自ら除草作業を行い対応しているところがございます。また、樹木の剪定や雑木等の伐採につきましては予算の確保ができていないため、こちらも職員により対応しているところがございます。公園施設につきましては老朽化が著しく更新する必要があるため、予算の確保に努めているところがございます。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 前回の一般質問で中山先生のほうからも質問ありましたとおり、やはりどういう形で公園の管理運営が住民の方と役場の方で進められているかというのは、当然やっぱり公園のことを考える上では必要な課題となってくると思います。

その中でも、日頃、公園の美化にご協力いただいている皆様の声をまずしっかり聞いた上で連携していく。これがなかなか公園で大きいことをするというのも大事なんですけれども、まずは足元から今しっかりと公園に対して愛着を持って公園の美化活動をしていただいている方々に公園の整備について声を聞いていく。例えば、樹木が多過ぎるのでちょっと秋になったら落ち葉拾うのがしんど過ぎるからちょっと今10本ある木を7本ぐらいに減らしてほしいとか、また、公園の花壇の広さもあんまり毎日毎日水やりするのもしんどくて、植え替え植え替えも大変なんで花壇の量もちょっと減らしてほしいとか、今可能な範囲どこまでがボランティアさんと役場とで協働しながら公園の整備をしていけるかというようなところをしっかりと今公園の整備をしてくださっている方々の声に耳を傾けながら、なおかつ役場の皆様とそのボランティアの方々と実直な意見を素直に交流できるような顔と顔の見えるような関係をしっかりと築いていくというところが、これからの公園管理にまず求められているところではないかと繰り返しになりますが感じております。

その中で、当然町だけでは予算的に公園管理の面では難しい部分が出てくると思います。予算面では、適正に公園を管理するためには国の交付金も活用した施設の管理も大切になってくると思います。その中で、公園施設の長寿命化計画に基づく事業の展開をして、国庫補助をもらいながら公園を整備していく、そういった形が必要になってくるんですけれども、その進捗状況についてご説明のほうお願いいたします。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 公園施設の長寿命化計画につきましては令和4年度に策定しておりますが、計画を進めるための予算の確保には至っておりません。公園の適正な維持管理に向け、令和7年度におきましても引き続き予算の確保に努めているところでございます。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ただいま公園の施設の長寿命化計画、これ既に令和4年度に完成しているということで、そこからちょっと何年かたっていますけれども、実際にこれが予算化されずに計画できていないということで、あくまで計画ということに対して住民さんとの約束に言い換えることもできますので、なるべく早くというか早急にやはり計画をつくったからにはこの計画を実現実行していくような体制整備、予算面も含めて体制整備を役場内で統一して取っていただきたいと思います。

この公園の長寿命化計画についてちょっと具体的にもう少し突っ込んでご質問させていただきますと、この計画なんですけれども、まず、どの公園からどんな内容の長寿命化を計画されておられるかについてちょっとお答えいただきたいと思います。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まず、予算確保できましたら対策を進める公園につきましては、中山田池公園を予定しております。その内容につきましては、長寿命化を図る施策として、階段、坂路、ベンチ、照明などの修繕等を予定しております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 中山田池公園につきましては、私もいろんな機会で利用することがあるんですけれども、テニスですとか散歩ですとかいろいろ住民さんが本当に気軽に身近に利用できる公園で活用度数も高い公園だと思うんですけれども、先日、ちょっと私も中山田池公園行ったときに、皆さん多分ご存じかと思うんですけれども、中山田池公園に入るところの車の出入口の坂路、そこかなり凸凹がありまして、車で行くのもどたんどたんしながら坂を下っていったり、また、自転車であそこ下るとなるとかなり危険性も伴ってきます。また、夜あそこを歩いたり自転車で行くとなると、さらに危険性も増してくるところなんで、さらに災害時あの公園も活用していくこともあるかと思います。そういったいろんな面からやはりあの中山田池公園の入り口であるあの坂路に関しては、ちょっと普通の目から見てもかなりちょっと修復が必要なところだと思いますので、公園の安全な入り口という面でその整備は至急早くちょっと取り組んでいただきたいと思います。

大きな事故になる前にその整備について取り組んでいただきたいと思うんですが、その中山田池公園の車両が出入りする坂路の今後の計画というか、どういったお考えでおられる

か一度聞かせていただいてよろしいでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 中山田池公園の車両が出入りする坂路でございますが、車両通行による劣化及び損傷というものは議員お述べのとおり激しい状況となっております。坂路は車両だけでなく歩行者も通行されるといったことから、路面の凸凹というのは大変危険な状態でございます。早急に修繕する必要があるというところで町も認識しております。

なお、坂路の修繕につきましては、予算の確保に努めまして長寿命化修繕計画に基づき令和7年度に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） 今までちょっと公園の安全な管理についてご質問させていただきましたが、質問の内容を踏まえまして、今後の公園整備に係る予算や人員についての方針を、副町長、どのようにお考えでしょうかお願いいたします。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま杵本議員から公園の管理についてのご質問をいただきました。公園の意義ですとか必要性につきましては議員のお述べのとおりでございます。公園は住民の皆様が心豊かに暮らすための空間として設けられてございます。そのような場所において雑草や樹木が生い茂ることは決して好ましいことではないと考えております。公園の管理につきましてですけれども、時にはただいまの議論にありましたように住民の皆様のお力をお借りするようなケースもございますが、町としては適切な管理に努めるべく、担当部局としっかり議論してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。

公園整備をされているボランティアの方々のまず意見を聞きながらコミュニケーションを

図りながら風通しのいい環境をつくりながら、これから公園の整備を協力し合いながらどういう形でつくっていくか、それを踏まえた上でやっぱりボランティアの数を増やしながら公園を管理するような公園の数も増やしていくという形で輪を広げていけばいいかなと思いますので、まずは今活動していただいている公園のボランティアの方々の声を聞いた上で、公園の管理について役場と一丸となって取り組んでいくようなそういったボランティアの方々の声を聞くという姿勢が一番大事かなと思いますので、その徹底をよろしく願いいたします。

そして、2つ目のテーマでございます公園の運営のほうに移らせていただきたいと思います。

この運営につきましては、非常にちょっと参考になるようなモデル事業がございましたので、ひとつ紹介させていただきますと、先日、河合町の魅力でもあります馬見丘陵公園の自然を生かして子供たちとその保護者を対象としたイベント奈良こども自然フェスタが開催されました。このイベントは、奈良県内の日頃自然保育を实践されている森の幼稚園や保育園の先生方の運営で実施された企画で、河合町やそして奈良県も後援していただいているような事業になっております。

現在、子供たちの自然に触れる体験学習、これには非常に高いニーズが集まっておりますが、実際の教育者そしてまた保護者の自然体験の機会が減っているという現状が問題となっております。これらのことを踏まえまして、自然保育を軸にした子供と自然のつながりを地域で支えることを目的としてこのイベントは開催されました。

私も参加させていただいたんですが、イベントでは一つ一つ本当にスケールが迫力満点のブースが多々ありまして、子供から大人まで五感を使って楽しめる内容の音楽ですとか、絵本の読み聞かせのライブパフォーマンス、そして大人と子供が自然に触れて遊べる自然体験コーナー、本当に大きな丸太をチェーンソーで切っていくというような作業を大人と子供が力を合わせながらやっていくというような大迫力のブースの数々の出し物となっております。それぞれのブースに僕も参加させていただいたんですが、やはりその中で参加者の人数もたくさん、馬見丘陵公園そして河合町の中央公民館も借りていましたので、たくさんの方が集まっていることにも驚いたのですが、それよりもさらに子供たちのいきいきとした表情ですとか、それを見守る大人のわくわくされているような空気感に圧倒されました。

そういった河合町の魅力であります馬見丘陵公園を利用した事業をいろいろとこれから活用していくことも大切とを感じるんですけども、まずは自然保育ということで、河合町には

自然豊かな馬見丘陵公園と隣接するかがやきの森こども園がございます。その立地や魅力を生かしたこども園での自然保育に関する授業や活動についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それでは、私のほうからは、かがやきの森こども園の自然保育についてご質問をいただきましたので、回答させていただきます。

かがやきの森こども園では、近くに馬見丘陵公園があり、四季折々に子供たちは散歩に出かけております。ゼロ歳児からベビーカーに乗ってすぐに出かけられるので、天気のよい日には緑道を歩きながらベビーカーに揺られて気持ちよさそうにされていて、自然に触れる機会を多く取り入れております。1歳・2歳児は、誘導ロープを持ったり手をつないだりして歩いて散歩に行きます。緑道でお花を見つけたり、ドングリ、葉っぱを拾いながら楽しんでいきます。3・4・5歳児は、緑道から馬見丘陵公園まで歩き、たくさんの自然の中でいっぱい体を動かして遊んでいます。季節の自然に興味を持ち図鑑を持ちながら出かけることもあり、見つけた草木、花、ドングリなどの名前を調べています。分からなかったものについては、園に持ち帰ってからみんなでタブレットで探したりしております。持ち帰ったドングリ、葉っぱでは作品づくりをしたり、楽器、おもちゃづくりもしております。また、園外保育にも緑道を通り馬見丘陵公園に行つて自然を満喫しながら遊んでいます。4・5歳児につきましては、もりもりファームに行き、種植えから収穫も行い給食でいただいております。

以上がこども園の自然保育に関する授業や活動についてでございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。こども園の馬見丘陵公園の強みを生かした自然保育の内容のご説明ありがとうございました。よく分かりました。

このように今後はしっかりと河合町の公園の強みをしっかりと把握しまして、その魅力を最大限に活用した取組がしっかりとできているかどうか、これが行政サービスの質の評価となって表れてくると思います。

そして、先ほどの奈良自然こどもフェスタの実施に当たりまして一番大切だと感じたところが、あくまで行政主導ではないところだと思います。行政が丸抱えでイベントを運営するのではなく、地域の方々を真ん中に置いた公園のイベントを行政がいい意味で負担なく必要

なところをサポートしていく仕組みづくりがこれからの公園づくりにも必要となってくると感じております。

再質問なんですけれども、先ほど回答の中で公園の利用率についても触れられておりましたが、公園が利用されていない要因について具体的にどのように捉えておられますか、ご説明よろしくお願いいたします。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 冒頭でも申し上げましたとおり、公園の管理に関する苦情や要望への対応が業務時間の大部分を占めていることから、業務効率化を優先することとなり、公園の管理運営につきましては画一的なものとなってございます。これにより代わり映えのない楽しくない公園となってしまっているのではないかと考えております。

一方で、ある程度自由に使える公園等の公共空き地であっても街区公園などにつきましては、遊具の配置等における空間としての使いにくさや利用に関するローカルルールといったそのような制限により、利用を遠ざけているのではないかと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。

公園が利用されていない理由として、公園の管理運営が画一的で楽しくない公園となってしまっているということですが、使われ生きる公園にするためにはどのような施策を展開していく必要があるかということなんですけれども、私自身子育て世代として子供や子育て世代から魅力ある公園の遊び場の確保に関するご意見も多数お聞きしている部分があります。例えば、特に子育て世代の方々からいいますと、赤田池公園については役場の出張所もあり、公園内にそういった職員さんの見守り環境もあるために、平日から休日までたくさんの子供たちが安心安全に遊ばせていただいております。本当に人気の高い公園となっております。

その中、たくさんの方にご利用いただいているだけありまして、また、こうしてほしいあしてほしいというような声も出ています。それはちょっと先ほど役場の方の返答の繰り返しになりますが、あくまで遊具とかも古くなってきておりますので、新しく安全な遊具を備え付けてほしいですか、または子供たちが自然に触れ合いながら遊べる空間として芝生広場等をつくってほしいというような意見も出てきております。その中で今後の赤田池公園

運営に当たりまして、町として赤田池に関してはどのような整備方針を持たれておりますか
お伺いしたいと思います。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 赤田池公園につきましては、昭和47年に設置され、平成
9年から10年にかけて大規模な改修が行われてきました。既存の池を囲むように整備さ
れており、多目的広場、ベンチなどを配置した休憩広場などで構成されております。また、
複合遊具と砂場、ブランコが設置されており、議員お述べのように当該公園は平日休日問わ
ず多くの子供たちが元気に遊んでくれております。

公園施設につきましては経年劣化が進んでおり、補修にて対応しているところでございま
すが、今後は更新や大規模な改修が必要であると考えております。主な財源といたしまして
は、公園施設長寿命化計画に基づく交付金の活用を予定しており、中山田池公園の整備後着
手することを予定しております。また、多くの子供たちが遊んでいる中で未就学児の保護者
の方からは、小学校高学年の子供たちと遊ぶ場所が重なり危険を感じるといった声も寄せら
れております。整備計画におきましては、そのようなご意見や近隣自治会のご意見などを取
り入れ計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） ありがとうございます。

使われ生きる公園にするためにはどのような年齢層をターゲットに絞りながらどのような
イメージを持って整備していくのがよいのか、これを計画的に検討していく必要があると思
います。その中でもやっぱり利用している方々、そして掃除等のボランティアの皆さん、そ
して近隣の自治会等の意見をしっかりと聞いていく機会も必要であるかと考えております。

その中で、例えばアンケート調査、聞き取り調査を実施することで、いろんな意見が出て
くることを集約する中で新たな気づきですとか、また課題、そしてこれからその公園に求め
られる魅力ということを再発見できるような機会もあるかと思いますので、できましたらそ
ういう声をしっかりと聞き取るような機会をこれから持っていただきたいと思います。

そして、ちょっと補足のお願いになるんですけども、今現在、公園の課題として近年ペ
ットブーム、わんちゃんといえますか犬を飼っておられる方々も多数いる中、公園の使い方

についていろいろちょっと問題も起こってきております。やはり犬を飼っている方々からしますとやっぱり公園で散歩さすというのはやっぱり犬を飼う上で必要最低限のことだと思うんですけども、やっぱり公園を管理するようなボランティアさんからいうと、やはりノーリードで犬を散歩させたり、ふんをなかなか持ち帰らないというような愛犬家のマナーの指摘もかなり出てきておる現状でおります。その中で他の市町村では、公園内にドッグランを整備するような自治体も増えてきております。なかなか河合町でそこまではちょっと難しいと思うんですけども、やはり犬を飼われる方と例えば小さな子が遊ぶようなスペースのすみ分けをしながら、どちらも快く公園を使えるようなそういった安心安全な公園づくりも今後必要になってくるかと思いますので、また改めてご検討のほうお願いしたいと思います。

そうしましたら、最後の質問になるんですけども、限られた予算と人員で公園を適切に管理運営することは非常に大切なことで当たり前のことではあるんですが、公園とか緑地の集約化、これもひとつやはり効率化という意味では大変重要なところにもなってくると思うんですけども、ただ、まずは公園をその地域の宝物として、また住民の方々が愛着を持って公園を運営管理できるような仕組みをまずつくってほしいというのがちょっと私の願いであります。それを今現在公園を管理していただいているようなボランティアさんの方々の思いを聞くと、やはり公園にとっても愛着を持ってやっぱり住民の皆さんのために何とかこの公園をうまく利用できないかというような強い思いを持って公園の整備をされております。

また、僕がよく行く星和台の公園に関しても、あそこにお地藏さんがあって公園に来たときに必ずお地藏さんに手を合わせながらその後みんなで語らって、またごみ拾いしながら帰っていく。そういった意味で、とても住民さんと住民さんが交流するというスペースでもすごく大切ですし、公園に対してもすごく愛着を持っておられます。また、中山田池公園で僕もたまにテニスすることあるんですけども、そこで暑い中すごく汗をかきながらでもテニスコートの周りを除草作業されておられる方々ですとか、テニスコートをきっちりと整備されている方々の姿を見ると、やはり公園というのは愛着を持つ場所であり、人と人とが交流する場所であると思えます。

確かに、町内でなかなか管理できていない公園はたくさんあるんですけども、その公園管理できていないということはひょっとしたらその地域と地域の人と人との交流ができていないのの一つの大きなバロメーターになっているかなと思います。だから、むしろ公園管理ができていないような地域に関しては、住民と住民の関係が希薄になっている関係

もありますので、福祉的な視点からいいにしても、公園のそういった在り方を見ながら、地域福祉の推進に福祉課とも連携しながら取り組んでいただくとか、いろんな視点が出てくると思いますので、これからそういう形で多角的に公園の運営管理を行っていただきたいと思うんですけれども、最後に、副町長に今後の大きなテーマといたしまして、町の公園の管理と運営について最後ちょっとコメントいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 公園の管理運営に関してのご質問いただきました。

これからの公園につきましては、多様なニーズに応え多くの住民の皆様に様々な方法でご利用いただくことで公園が生きると考えてございます。そのため、数ある公園多数ございますけれども、注力しなければならない公園には、公園の価値を高めるような施策を展開し、持続可能なまちづくりの観点から判断して整理すべき公園については、廃止や統合を検討すべきとの考えでございます。このようなことはさきの議会の中でも議論になったところでございまして、既に町長のほうから担当部局に指示が下りているところでございます。

以上でございます。

○1番（杵本貴司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本貴司議員。

○1番（杵本貴司） そうしましたら、公園を管理してくださっているボランティアの方々、また、公園を利用する住民の方々の声をしっかりと聞くという姿勢を持ちながら、また、役場の皆さんと力を合わせて、住民さんと力を合わせて公園整備の管理、そして魅力ある公園づくりに今後も取り組んでいただきたいと思います。

私からの質問はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（疋田俊文） これにて杵本貴司議員の質問を終結いたします。

◇ 梅 野 美智代

○議長（疋田俊文） 4番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、梅野美智代です。よろしくお願いします。

それでは、通告書に基づき一般質問をいたします。

今回は、大きく分けて4つ質問をいたします。

まず初めに、1点目は、年間行事と庁舎内の情報共有について。

森川町長が就任されてから昨年の行事で第二小学校の運動会と文化祭が重なりました。また、追悼式とかがやきの森こども園の運動会の日程も同じでした。子供たちのみならず私たちも来賓でお招きを受けていても両方出席することはできません。そのことは多くの住民さんからの要望も受けているはずだと思います。にもかかわらず、今年もまた行事が重なっていました。秋に集中するのは仕方がないとしても、どちらかを諦めないといけないということは極力避けていただきたいものです。

そこで、2点質問します。

①部署横断的なイベントや会議等の開催日時についてどのように管理されていますか。

②年間行事予定は町民に示されていますか。

次に、働き方改革について質問します。

我が国は、少子高齢化に伴う生産人口の減少、育児や介護との両立など働く方々のニーズの多様化等に直面しています。こうした中、就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境づくりが重要な課題になっています。国の示す働き方改革は、この課題を解決するため、働く方の置かれた個人の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指しているところです。

しかしながら、過重労働を助長する傾向が今なお残っているのが現状です。長時間労働は健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因にもなっております。長時間労働を是正することによりワークライフバランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上にも結びつきます。そのため、働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。いわゆる、上限を超える月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、月100時間未満、複数月平均80時間を限定にとあります。

また、休暇制度については、本町においても、病気休暇、介護休暇、特別休暇など様々な

休暇制度がありますが、幾ら制度が充実していても実際に取得できる環境が整っていなければ意味をなしません。ワークライフバランスの実現に向けても不可欠な制度であると考えます。

そこで、本町において職員の労働状況及び休暇取得状況について次の6点をお聞きします。

- 1、過去5年間における正規職員の平均時間外勤務とそれを上回る部署数。
- 2、年次有給休暇取得の全国市町村平均と本町との比較。
- 3、男性の育児休業及び育児休暇取得数。
- 4、過去数年の精神的不調による休職者数。
- 5、会計年度職員の部署ごとの人数。
- 6、労働環境改善に向けた取組はされていますか。

3つ目は、オーガニック給食についてです。

オーガニック給食とは、野菜や加工食品などの給食の内容全てを有機農産物に替えるわけではなく、導入可能な食材に替えて日々の献立の中に散りばめるような形で毎日何かの食材が有機農産物である形の給食を指します。食べることは生きることの基本で、毎日子供たちが食べる給食を通して食べることの重要性を学んでいます。何より成長期の子供たちにとって体によいものを食べるということは非常に重要なことです。海外では、国家レベルで学校給食へのオーガニック食材の導入を推進しており、日本でも2017年に千葉市、いすみ市がお米を全て有機米にするなどして取り組む自治体が増えてきました。また、奈良県内でも宇陀市や天理市などが取組を進めているようです。

地域特性によっても提供できる有機食材に違いがあるかとは思いますが、全てとは言わずにできるところからオーガニック給食の導入を進めていってはどうでしょうか。食育面、健康面、環境面でも必要だと考えています。その上で、本町がより健康的な給食の実現に取り組んでいることを町内外に発信すれば、町民の方々に安心していただくことができ、移住のきっかけづくりともなるのではないのでしょうか。

これらを踏まえて、オーガニック給食導入についての町の見解をお聞きします。

最後に、子供、高齢者の居場所づくりについて。

前町長のときに一般質問の中で旧第三小学校を活用した子供の居場所づくりについてフリースクールの提案をし、前向きな回答をいただいておりますが、現在、子供の居場所づくりを含む旧第三小学校の跡地の進捗はどのようになっているのでしょうか、次の3点を質問いたします。

- 1、進捗状況と今後の計画について教えてください。
 - 2、子供並びに高齢者の居場所づくりについて町の考えを教えてください。
 - 3、居場所づくりを進める団体への町の支援についてどのようにお考えでしょうか。
- 以上、再質問は自席で行います。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目、年間行事と庁内の情報共有についてということと、あと、2つ目の働き方改革についてということで答弁させていただきます。

まず、1つ目の年間行事と庁内の情報共有ということでございます。

部署横断的なイベントなどの管理方法ということでございますが、毎月2回町三役と部次長による定例会議を開いておりまして、そのうち月初めの会議にはその月の各部の会議やイベントなどの開催日時を共有しております。その後、各部長から所属課に共有をしているという形になっております。

2点目のご質問でございます。年間行事予定は町民に示しているかということでございます。

年間行事の予定につきましては、年度初めに各課から開催日が確定しております会議やイベントを紹介し、回答を得たものを取りまとめ、第1回目に開催する総代自治会長会でお示ししており、それを各大字・自治会に展開していただいております。

続きまして、2つ目の働き方改革について答弁させていただきます。

大きく6項目いただいております。

まず、1つ目、過去5年間の職員の平均時間外勤務とそれを上回る部署数ということでございます。

5年間ということですので、令和元年から申し上げさせていただきます。令和元年度平均時間外勤務106時間、上回る部署9つの部署ということになっております。令和2年度65時間、上回る部署が10部署ということになっています。令和3年度86時間、上回る部署が12部署、令和4年度96時間、上回る部署につきましては12となっております。そして、令和5年度109時間、上回る部署としましては10部署ということになっております。

今申し上げさせていただきました平均時間という部分につきましても、かなり年度によって時間数が異なります。選挙等による時間外という部分についても含まれておりますので、その辺の関係が大きいのかなというふうに思っております。

続きまして、2つ目の質問です。年次有給休暇取得の全国市町村平均と本町との比較ということでございます。

総務省が公表しております令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査の結果の年次有給休暇の取得状況によりますと、全国市町村の平均取得日数は12日と報告されております。本町の令和4年度の平均取得日数は12.2日と、ほぼ同じ取得日数となっております。そして、令和5年度の全国平均というのはまだ公表されておきませんが、本町の平均取得日数といたしましては14.2日で令和4年度を上回っている状況となっております。

続きまして、3つ目、男性の育児休暇及び取得数ということでございます。

本町では、男性の育児休暇の取得できる可能性のある者が少ないこともありまして、令和4年度、令和5年度とも育児休暇の取得はございません。しかし、子供の看護休暇として取得がありまして、男性職員も育児、子育てに積極的に参加できているのではないかというふうに考えております。

続きまして、4つ目、メンタルヘルス不調による休職者の人数といたしましては、令和4年度4名、令和5年度3名、令和6年度11月末現在ですが4名となっております。

続いて、5番目の質問になります。会計年度職員の部署ごとの人数ということでございます。

まず、一般事務だけではなく学童、非常勤講師など短時間での勤務をしていただいております人数も含めまして、まず、全体で令和6年11月末時点で137名となっております。各部ごとの内訳といたしましては、議会事務局2名、総務部22名、福祉部52名、生活環境部5名、まちづくり推進部8名、教育推進部48名となっております。

そして、最後の6つ目のご質問でございます。労働環境改善に向けた取組ということでございます。

夏季休暇の使用期間の拡大や子育て世代の職員に対しましては育児短時間勤務や早出遅出勤務、また、子の看護休暇の対象職員の拡大など、制度の改正を行いました。国の働き方改革、ほかの自治体の取組なども参考にしながら、働きやすい環境改善、環境整備を行ってきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうからは、3つ目のオーガニック給食について、4つ目

の子どもの居場所づくりについて答弁をさせていただきます。

学校給食での有機野菜の取組は、環境の負担軽減や児童生徒への食料安全確保につながるものだと思います。しかし、従来の農法よりも作業や手間の負担が増えるという認識をしております。また、設備にコストがかかること、生産が安定するまで時間を要することなど、普及推進には障害が多く、農家にとっては実現が困難な農法となっており、普及が難しい栽培方法となっております。

学校給食への導入となりますと、安定した供給が必要となります。農産物の生産は大幅に作業や手間、負担が増えることに加え、コスト面で安定供給が可能になるまでの農業経営計画について理解をした上で取り組む必要があると考えております。

現時点では学校給食に対応できる供給量の確保が難しいということも考えております。現在、安全で安心して給食を提供できている具体的な取組といたしましては、だしのもとを使用せずに、昆布、煮干しからの自然なだしを取るようということを取り組んでおります。また、まほろば夢市から納入していただいている減農薬野菜をできるだけ多く使用するという、そういった取組もしておるところでございます。オーガニック食材を給食に取り入れることによって、より安全で安心な給食を提供することができるとは思いますが、調達に関しては様々なハードルがあるのかというところで考えております。

今後は、オーガニック給食の導入についても様々な課題もございますが、しっかりと検討していけたらと考えております。

次に、4つ目の子どもの居場所づくりについてを答弁させていただきます。

子供の居場所づくりについて検討は続けておりまして、8月14日に大淀町教育支援センターに視察に行きました。その際、設立については不登校の児童生徒に配慮した場所ということで閉鎖した幼稚園を使用されておられました。閉鎖した幼稚園の活用を行った理由として、人の集まる施設から離れているなど他人に会わないので様々な問題を抱えている児童生徒が通所しやすいということや、園庭や遊戯室などがあり、グラウンドと体育館も隣接しているため、ずっと部屋にいるのではなく体を動かすこともできるなど、環境の充実を図っているということでした。また、部屋数に関しては、職員室やカウンセラー室、クールダウン室、図書コーナー等複数の部屋が必要ということでございました。

また、11月8日には、教育委員と一緒に王寺町立王寺南義務教育学校のほうへ視察に行かせていただきました。王寺町では、学校内で子供の居場所の確保ということで対応をされている状況でした。

子供の居場所づくりについては、様々な居場所づくりの形があるというところを感じているところでございます。今後は、どのような目的で居場所づくりを考えていくのか、旧第三小学校跡地の今後の状況も踏まえて、子供の居場所づくりをしっかりと検討していきたいと考えております。

次に、子どもの居場所づくりを進める団体への町の支援についてということで回答させていただきます。

こども食堂等の子供が関連する団体には、場所の提供を行っております。今後も子供や保護者が安心して過ごせる居場所としてこども食堂等の普及にもつながると考えておりますので、より多くの子供や住民の皆様が利用できるよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、最近では多世代交流や地域づくりの場を目的とした食堂も実施されているとお聞きしております。そういった取組の話があれば、令和7年度から新設される公民館を最大限生かしながら居場所づくりを進める団体に対し施設の使用方法も含めてしっかりと検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島福祉部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それでは、私のほうから大きな3番オーガニック給食について、かがやきの森こども園についての導入、町の見解について回答させていただきます。

オーガニック給食の導入については、有機栽培や無農薬栽培の野菜を使用することは環境に負担が少なく、自然環境や社会環境にもよく導入している自治体があることも承知しております。オーガニック給食を行うに当たっては、保護者にご負担いただいている副食費の予算の中で安心安全な給食の提供を前提に価格面、安定した食材の確保、業者の確保等の課題があります。

現在、こども園では園の畑もりもりファームで有機栽培した野菜を収穫時期に合わせ給食に取り入れる取組を行っております。この取組の強化を視野に入れ、オーガニック食材を使用した給食も今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 私より、4つ目、子ども、高齢者の居場所づくりについての①子どもの居場所づくりを含む旧第三小学校の跡地利用についての進捗状況と計画についてお答えいたします。

旧第三小学校利活用事業の進捗でございますが、まず、体育館の改修及び防災備蓄倉庫の新設などの整備となる第1期工事については既に完了しており、今年度4月2日よりご利用いただいております。また、第2期工事となる主に文化活動にご利用いただく中央公民館の機能移転につきましては現在進めており、工事を今年度中に終え、来年度の4月よりご利用いただく予定となっております。残りの中央及び北側の旧校舎の2棟が対象となります第3期工事につきましては、現状、また今後の町の財政状況を踏まえ、計画を一旦休止しているところでございます。

私より以上となります。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） それでは、再質問に入らせてもらいます。

年間行事と庁舎内の情報提供について。

年間行事予定について年度初めに各課から紹介している毎月の部次長会で共有しているのですが、それにもかかわらず重なっているのはなぜでしょうか。把握はしているが仕方がないということで同日開催されたということでしょうか。毎月の会議で共有することはもちろん大切ですが、既に日時が決まってしまうてはどうしようもないと思うので、全てとは言いませんが、年度当初に主な行事についてはあらかじめ相談して重ならないように日程を決めていく必要があるのではないのでしょうか。どのようにお考えですか。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） イベント等の日程ということでございますけれども、お答えさせていただいたように、年間のそれぞれの各月ごとのイベントというのを一覧として作っております。その中で、当初はそれができるだけ重ならないような形で作ってはいくものの、イベントにも大小いろいろなイベントがございます。それを実際に実施するとなった場合に、例えば天候によって延期になったり、今年でしたら熱中症対策によってそもそも9月に予定していたものが10月中旬ぐらいにずれていったりというふうなところがございます。どうしてもただ気候のいい間に皆さんイベントをといるところがありますので、ちょっと一部重な

ってくるというところがございます。できる限り重ならないようにというふうには思っておりますが、そのあたりについてはご理解いただきたいと思います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 町長にお聞きしたかったのですが、行事が重なれば町長自体も困ることだと思うのですが、どうしてその辺をもっと徹底的に管理していただけないのでしょうか。副町長、代わりに答えていただけますか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） イベント等行事の管理につきましては、重ならないようにするのが議員のお述べのとおりそれが望ましいことだと考えております。一定仕方ない面はあるかもしれませんが、今後も極力イベント行事の重複がないようさらに徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） 2年連続でこのようなことが起こっており、参加したいのに参加できないと残念に思われている町民さんも多くおられます。趣向を凝らした行事をしていただいておりますので、できるだけ多くの方が参加できるように、今後、このようなことのないよう、庁舎内の連携をきちんと図っていただきますようお願いいたします。

続けて、もう1点質問します。町民への周知については総代会で示しているとのことですが、年間行事予定を広報紙の紙面に掲載されたり、別紙で1枚挟み込まれたりすることはないのでしょうか。少しでも早く住民の方にお知らせをしていくほうが参加率も向上すると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 年間行事イベントの一覧というのは作っておりますので、その部分についてはホームページなり広報なりで皆さんにお知らせするということは可能だというふうに思っております。ただ、限られたイベントということにどうしてもなってくると思うんですけれども、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） できるだけ工夫をしてそのようにお願いします。

次に、働き方改革について再質問をいたします。

男性の育児休暇及び取得数がゼロ件ということですが、これまで取得実績がないということですね。令和2年に県が実施した職場環境調査によると、県内における男性の育児休業取得率は14.3%になっており、それと比較すると本町の育児休暇取得率は非常に低いように感じますが、どのようにお考えですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 男性の育児休暇ということでございますが、その年代年代にもよるとは思うんですけども、現在、最近でございましたら本町の男性の育児休暇の取得できる可能性のあるお子様がいてというような部分ですけども、その対象となる者が少ないというところがまずございます。なので、その中で4年度、5年度につきましては、実際取っていないというふうなところでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

育児短時間勤務となれば対象者も増えると思います。新人職員も入ってきていますので対象者も増えているはずですが、取得するしないは個人の選択ですが、取得しやすい環境を整えることは非常に大切なことだと思いますので、制度の周知などを広く行っていただければと思います。

また、先ほどの回答にもありましたが、精神的不調による休職者が全国的にも増えており、過重労働や職場環境によるものが原因として推測されています。そういったことを未然に防ぐため、メンタルヘルスなど職員の健康状態の把握のために何か町で取り組まれていることはありますか、また、異常が見られたときにはどのように対応されていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

会計年度任用職員を含む全職員を対象としておりますけれども、ストレスチェックを実施

しております。チェックの結果を基に産業医との面談について個別に案内を行うことで予防や症状の改善に努めております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） 以前にもお聞きしましたが、また休職者が出た部署に対して職場復帰しやすい環境を整えるような取組はどのようにされていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 例えば、病気休暇で復帰する場合に、診断としてはもうその日から大丈夫ですよという場合もあったとしても、その職員の状況等を考えながら、例えば時間的に短縮した形の出勤を少しやっていくなり、そういった部分で症状を見ながら出勤のほうを行っているというふうなことで実施しております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 休職者が出ないよう未然の対応、休職者が出た場合の早期対応をきちんとしていただけますよう、今後よろしくお願いします。

次に、公務員の病気による休暇の流れについて確認なのですが、最初は病気休暇を取得、そして病気休暇を上限まで取得すると病気休職、それから最大3年間病気休職すると分限免職となるかと思いますが、本町もそのような対応でよかったでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） はい、同じでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。早期対応ができるよう努めて行ってもらいたいと思います。

これらに関してですが、役場として住民のニーズや行政ニーズに対応するためには、適正な人員配置とゆとりある職場環境づくりが必要になってくると思います。しかしながら、病気休暇等により人員が不足しているケースも見受けられます。会計年度職員による補充をしていただいている部分もあるようですが、正規職員と比べると業務の制限もあり補い切れな

い部分もあるようです。

そこで、質の高い住民サービスを維持していくためにも、慢性的な人員不足に対し中長期的な計画的採用を行っていくべきだと考えますが、町として今後どのように考えていますか。現在の正規職員数は公共サービスの担い手たる地方公共団体としての責務を果たせる人数になっているのでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 定員管理計画というふうな形で、計画を基に人事の職員数については行っております。ただ、最近でございましたら、途中退職とかそういった部分でどうしても人数が不足するという部分のところが発生したりすることがございます。その場合には、当然新たな年度の採用のところにはそれをカウントして採用人数というのを決定していくわけですけれども、そこまでの間につきましては会計年度任用職員を充てるなりして対応しているところでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） はい、分かりました。

課によって人員不足が多く見受けられます。そのところの不足分を補っていただけるようをしっかりと部課長と連携を取って聞いていただきたいと思います。

次に、今後、勤務評価等で優秀と認められる会計年度職員を正規職員へ切り替えていく等の考えはないでしょうか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 会計年度を正職ということでございます。確かに、会計年度でお勤めいただいている方優秀な人材というところの部分も結構あるのかなというふうに思います。人材の確保の一つとしてはいいかなというふうに思っております。実際に他の自治体でも、以前一般質問もあったかなとは思いますが、特別枠という形で実施しているところもあるというふうには聞いております。

ただ、本町におきましては、採用試験ということはあくまでもやっぱり平等が原則というふうに現在考えております。優秀な人材を確保というところの部分におきましては、今現在では、例えば年齢をちょっと拡大して募集を行うとかいう形で人材の確保を行っていきたい

というふうに考えております。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

やはり人員不足が職員の心のゆとりをなくし、過重労働や雰囲気の悪化、病気休業者の増加につながると思います。また、男性の育児休暇と休暇の取得しづらい雰囲気が生まれてしまう原因でもあると思いますので、いま一度職員の配置や採用人数について長期的に計画的に考えていってもらいたいと思いますので、お願いしておきます。

次に、オーガニック給食について再質問いたします。

かがやきの森こども園では、一部園内で育てた有機野菜を取り入れていただいているとのことで、大変うれしく思います。自分たちで育てた野菜を食べるという体験もできる点でもよい取組だと思うので、今後も引き続き強化していただきたいと思います。よろしくお願いします。

私は、以前から自主研修においてオーガニック給食について学んでいるところです。先日はオーガニック給食の実態を取材したドキュメンタリー「夢見る給食」を葛城市で視聴してきました。全国に先駆けてオーガニック給食を実施したいすみ市の市長や職員が映画に出ています。小学校の6年間で子供の平均体重は約2倍になり、増えた体重は100%食べ物だけでつくられています。オーガニックはセレクトな食材だけではなく、心身と心が急速に成長する子供たちにこそ必要なものです。そして、農家にとっても地産地消の食材を学校給食のために購入することで安定した収益が見込めるメリットがあります。

先ほど教育委員会の方から様々な課題を踏まえて検討するとの回答をいただきました。先ほどの回答と重なる部分もあるかもしれませんが、本町の学校給食においてオーガニック給食を導入するメリットデメリットを教えてください。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

オーガニック食材を学校給食に取り入れることによりまして、メリットといたしましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、より安全で安心でおいしい給食が提供できるというふうに感じております。デメリットにつきましても、調達に関してのハードルが高く進めるに当たり、またコスト面、また安定した供給が必要となりますので、学校給食に対応で

きる供給量の確保等、様々な面で提供することが難しいという判断でお答えをさせていただいたのがデメリットかなというところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 現在、本町では、町内農家の方によるまほろば夢市が定期的に行われていますが、地産地消の推進としてそういったところからの納品を行われているということですね。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

地産地消のところがまほろば夢市、こちらから多くの旬の野菜を学校給食に納入していただいております。また、減農薬野菜ということで農薬を抑えた野菜を納入していただいておりますのが現状でもございます。

これからも旬の野菜を納入していただけるように、まほろば夢市とはしっかりと連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。それは素晴らしいことだと思いますので、今後も続けていっていただきたいと思います。

次に、先進事例として天理市では農林水産省からのオーガニックビレッジ補助金を活用してオーガニック給食を導入されています。こういった補助金の活用も検討されてはどうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

奈良県内では、先ほども梅野議員がお示しいただきました宇陀市、天理市、そこと山添村が、この補助金を活用しているという認識をしております。

天理市の取組についてですが、まちづくりのプロジェクトとして補助金を受けておられま

す。トウモロコシや大根、お茶の有機野菜の証明書等を提出していただきながら農家の方から買取りするために補助金を受けて支払いをされているといったところでございます。

教育委員会といたしましては、有機野菜、オーガニックと表示されている有機野菜の生産は、先ほどもお示しさせてもらった大幅に手間や負担が増えるというところとコスト面、こういったところがクリアできるのであれば、安定供給が必要となりますけれども、そういったところも含めながら慎重に検討しながら補助金のことと考えて進めていけたらと思っております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。また、まほろば夢市と連携しながらもご検討のほうよろしくをお願いします。

次に、子ども、高齢者の居場所づくりについて再質問いたします。

旧第三小学校跡地の第3期工事については、財政状況を踏まえ中止しているとのことですが、具体的にはどのような部分に課題があるのですか、また、再開のめどや計画はありますか、見通しの立たないまま止めている状況なのでしょうか、具体的に教えてください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 先ほど申しましたとおり、財政状況を踏まえた上での町の決定でございまして、その他の課題があるといったわけではございません。また、現時点におきましては、明確な再開時期の決定には至っておりませんが、財政状況の回復が見込めると判断した時点で速やかに利活用事業を進める方針でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 設計についてもまだされていない状況ということでしょうか、もしくは設計していたが全て白紙に戻して設計からやり直す予定だということでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議員お見込みのとおり、設計業務は未実施でございます。

令和３年度に旧第三小学校の敷地全体を対象としました基本計画検討業務というのは実施済みでございますが、今後、工事に着手するに当たりましては、第１期、第２期工事と同様に、まず基本設計及び実施設計を実施していく必要がございます。

以上です。

○３番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○３番（梅野美智代） ありがとうございます。

財政状況の改善に向けて日々尽力してくださっていることは理解しておりますが、体育館、中央公民館と進めてきてあと少しのところでは先延ばしにするよりも、少しでも早く建設し住民の方が活用できるような形にするほうがよいのではないかと考えております。予算も取られていないということですが、来年１年を何も進めないというのではなく、今後の構想をきちんと考える大切な時間として考えていただきたいと思います。

そこで、再度の質問になりますが、フリースクール等に利用できるスペースの確保について町の考えにお変わりはしないでしょうか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 施設整備の観点におきましては、今後の第３期工事におきまして、議員お述べのフリースクールなどにも対応できる諸室の配置を想定しております。今後の第３期工事の計画立案におきましては、現状や将来を見据え、議会はもとより全ての町民の方々にご意見を伺いながら改めて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○３番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○３番（梅野美智代） ありがとうございます。前向きにご検討いただきますようよろしくお願い致します。

次に、教育委員会にお聞きします。

校内教育支援センターの設置についてですが、いろいろと視察に行き情報収集していただいているとのことで、これまでもずっと望んでいた居場所づくりについて職員の皆様が前向きに動いてくださっていること大変喜ばしく感じています。王寺南義務教育学校や大淀町教育支援センターに視察に行かれたということですが、どのような体制で支援が行われていた

のか、どのような状況であったのか、もう少し具体的に教えてください。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

王寺南義務教育学校の具体的な内容につきましては、校舎を増設して学校の敷地内に不登校の居場所づくりを確保するための特別な教室を設け、学校には通えるが教室には入れないといった児童生徒の居場所づくりがございました。そこには約10人ぐらいの子供たちが机を並べながら過ごしておりまして、中にはタブレットを使って教室とオンラインで、教室には入れないんですけれどもオンラインを使って一緒に授業を受けているという生徒や本を読んでいる生徒、また、別のプリントやドリルをやっている生徒、様々な生徒がいる状況でございました。

大淀町教育支援センターについての視察、ここは聞き取りという形になったんですけれども、実際に行かせていただいて施設の中身は見させていただきました。そこで、センター長につきましては元中学校の校長先生がされておりまして、教育支援員としては元小学校の教師3名とスクールカウンセラー1名と教育経験者が配置、運営をされているといった状況でございました。利用者につきましては、令和6年度9名の小学生2名と中学生7名の児童生徒がセンターへ通っているといった状況でございました。1日の流れにつきましては、児童生徒それぞれが今日何をするのか、何をどう学習するのか教育支援員と相談しながら自分で計画を立てながら活動するといった状況でございました。主な活動の種類につきましては、読書、栽培、軽い運動、ボードゲーム、カードゲームといったことをしているという形で聞き取ったところでございます。また、寝不足で学校に来る子、遅刻してくる子、そういった子もいてるところもございまして、施設に来るといった状況も踏まえて畳の部屋を用意したりというところで児童生徒が休めるスペースも確保しているといった配慮に努めているといった状況でございました。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 視察に行って学んできていただいたことをぜひ河合町でも実践していただきたいと思います。

教育支援センターについては補助金もあるようですが、そういった活用については何かお

考えでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

こちら教育支援センターの設置等々いろんな国の施策補助金がございます。設置に向けてこの補助金は活用しながら設置また運営も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） それでは、旧第三小学校跡地の活用ももちろんですが、工期が延びるということで早くても数年はかかると思いますので、それまで学校内や公民館等の空き施設を利用してぜひ進めていってもらいたいと思います。

最後に、子供たちを支援していただいている団体について場所の提供をしていただいているということですが、こども食堂の件については分かりました。現在、公民館を利用して不登校や学力に不安を抱える子供たちに対して教員OB等の経験豊富な方々がボランティアで学習指導を行ってくださっていると聞いています。そういった団体への支援として最低限の教材等は必要になってくると思います。そのあたりの支援はないのでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

こども食堂以外のところで子供たちにいろいろなことをしていただいている団体がございます。その中で河合町の子供たちに勉強を教えていただいている河合未来塾という塾がございます。こちらにつきましては5人程度の講師が今の現職の講師であったりOBの先生であったりという様々な方が指導されておられまして、その代表の方と何度もお話はさせていただいている状況でございます。居場所を確保することが受皿として確立されることができましたら、子供たちが勉強がしたいとか、もうそういった気持ちになればどんどん勉強を教えていただけるような環境づくり、また、指導者に対しての相談も今進めているところでございます。子供の居場所づくりを最優先に考えながら、ほかにも協力していただける団体があれば相談させていただきたいと考えております。

2つ目なんですけれども、教材のことで、すみません、教材につきましては、今河合未来

塾につきましては場所の提供はさせていただいているものの、教材については今団体が用意させていただいているという状況でございます。

今後につきましては、教育委員会こちらの団体とはいろんなお話をさせていただいておりますので、必要と考えれば予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） 今回の国の補正予算で誰一人取り残されない社会の実現に向けての補助金もあるようなので、子育て健康課と連携して考えていただければと思います。よろしくお願いします。

そして、無償ボランティアで今後継続的に行っていくというのは、人材の確保も含め難しい問題が出てくると思います。よい取組だと思うので、今後も長く続けていただけるように運営経費を出す有償ボランティアにする等、場所の提供以外の支援については考えていただけないのでしょうか。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

ボランティアにもいろいろございまして、勉強が指導できる先生、こちらのボランティアにつきましては、もちろん無償で受け入れていただくことがすごくありがたいというふうに考えてはおるんですけれども、ある程度線を引きながら有償にしながらでも子供に寄り添った教育環境を整備することも大切なことだと考えております。

王寺町の教育委員会が放課後に児童生徒一人一人の学力及び学習意欲の向上と、そういったことを図るための目的とした授業を開講されております。そういったところも参考にしながら、河合町といたしましては、今、すな丸未来塾といって小学生を対象にさせていただいているところもございます。それを中学生も膨らますとか、いろんなことを考えながら子供たちの未来、将来をしっかりと考えながら、場所の提供以外にも教材も含めていろんなところを検討していきたい、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 最後に、町長にお聞きしたかったのですが不在ということなので、教育長をお願いします。

団体の意向もちろんありますが、NPOのような形を取り委託するというのも一つの方法として考えられるのではないのでしょうか。そういった取組を自主的にしてくださる団体が町内にあることは、町としても誇らしいことだと思います。そういった方々がさらに活躍できるような場所をつくっていくためにも、今後、旧第三小学校の跡地利用は重要であると思いますので、ぜひそのような子供の居場所づくりができるスペースを確保していただきたいです。併せて旧第三小学校跡地ができるまでの間、団体がしっかりと活躍できる基盤をつくっていただきたいと思います。そのためにも町の支援は必要不可欠になってくると思います。が、町長にお聞きしたかったのですが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 今議員おっしゃっていただきましたように、何らかの理由でやっぱり学校に来られない、来たくても来られない、いろんな事情あると思います。学力の問題、家庭の問題、いろんな面で来られない方、児童生徒、それをやっぱり支援していくのは当然教育行政の大事な一つの業務であると考えております。

第三小学校、また先ほど中島部長のほうからまだ今のところは財政状況と照らし合わせて考えるということで今一旦休止、考え思考停止になっているような状態ですけれども、代わる場所というのは今公民館とかそういうところを利用して、先ほどおっしゃったようにNPOの方ともまた話し、連絡を取り合いしながら、より一層充実できるように町としても考えたいと思います。

はい、以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

そういった居場所をよりどころに頑張っている子供たちが実際にいると聞いております。保護者も長く続けてほしいと要望されているようです。こういった団体の目を摘んでしまうことのないように、今後、継続的な運営ができるよう町としてもできることを考えていただければと思います。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

3時5分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 中山義英

○議長（疋田俊文） 5番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。

質問事項1、スズメバチの巣の駆除等に関連して。

近年、地球温暖化に伴って、スズメバチによる被害が増加傾向にあり、2024年は例年になく全国的にスズメバチの巣が増えている状況にあると言われてしています。

スズメバチから住民の生活を守り、よりよい環境をつくるため、県下の自治体においては、スズメバチの巣の駆除に要する費用の一部を補助している自治体が増えています。現在、河合町ではスズメバチの巣の駆除費用について、補助は行われていませんが、今後の対応についてはどのように考えておられますか。

質問事項2、道路の拡幅等について。

町内では、救急車などの緊急用車両が通行できない道路幅員3メートル未満の町道箇所が約230か所あり、佐味田・大輪田・城内地区が特に多い状況となっています。近年、独り暮らしの高齢世帯が増えていますが、このままの状況が続けば、救急車などの緊急用車両が通行できない地域では、高齢者が安心して暮らせない上に、若い世代の定住も望めません。

町長は「誰もが通行しやすい道へ」を選挙公約に挙げられていましたが、町として今後道路幅員3メートル未満の生活用道路についてどのような整備計画を考えておられますか。

質問事項3、適正かつ公平な課税について。

9月定例議会の一般質問の中で、家屋に係る固定資産税の課税漏れが指摘されました。税金が適正かつ公平に課税されていなければ、河合町の税務行政のみならず、河合町行政そのものに対する町民の信頼を大きく損なうことにつながります。

河合町では、適正かつ公平な課税に向け、今後どのように取り組まれますか。

以上で登壇しての質問を終え、後の質問は自席にて行います。

○議長（疋田俊文） 小野生活次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） それでは、1点目にご質問いただきましたスズメバチの巣の駆除等に関するご質問についてお答えいたします。

本町におきましては、現在のところスズメバチの巣を駆除する際の費用を補助する制度については設けておりません。

しかし、議員のご質問の中でご指摘のありましたとおり、スズメバチの巣が増えている状況にあること、また、県内の補助制度を設けている市町村があるということを踏まえ、本町におきましても同様の制度を設けるべく検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） それでは、私より2つ目、道路の拡幅等についてお答え申し上げます。

1.8メートル以上で4メートル未満の狭い幅の道路のことを狹隘道路と申しますが、緊急車両の通行や災害時の避難経路としての役割におきまして、周辺にお住まいの方々にとっての安全性、安心感といった面でも懸案事項であり、今後の重要な課題であると認識しております。

なお、狹隘道路の対策に関する整備計画はございませんが、道路の拡幅には多くの方々の協力、また、多額の費用を要するため、地方として開渠となっている側溝への蓋かけなどを実施するなど、状況に応じた対策手法を検討する必要があると考えております。

現在、進めております都市計画マスタープランの改定に当たりましては、地区内道路の整

備方針を示し、また、今年度において佐味田地区の一部区間で道路の拡幅工事を計画するなど、少しずつではありますが今後も狹隘道路の対策に取り組んでまいります。

私より以上となります。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私からは3つ目の質問になります適正かつ公平な課税についてということでお答えさせていただきます。

現在、法務局から登記済申請書や消防署からの建築計画概要書、また、パトロールによる現地調査により物件を把握しております。それに加え、3年に一度航空写真を撮影し確認を行っております。そして、9月議会で指摘を受けまして以降、パトロールの強化や全物件につきまして適正な課税をされているかの調査を進めているところでございます。

私からは以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、スズメバチのほうから再質問させていただきます。

今回スズメバチに関して質問を行った背景には、近年、地球温暖化の影響もあって全国的にスズメバチが増えてその被害も増えているためです。スズメバチに刺されて死亡する人は、全国で毎年20人から30人に上っており、南のハブ、北のヒグマを超える危険動物とまで言われています。今年は町内の住宅地内の3か所でスズメバチの巣を見つけました。場所はそれぞれ異なりますが、スズメバチは確実に都市部のほうにも入り込んでいることを実感しました。スズメバチから住民の生活を守るために、全国の自治体ではスズメバチの巣の駆除に要する費用に対して補助金を交付している自治体が増えています。河合町も補助金の交付を検討するということですが、質問します。

私の知る限り、奈良県内の市町村においては、7つの市と7つの町、3つの村の合計17市町村で補助金を交付されていますが、令和6年度時点で補助金交付をしている自治体はどれぐらいあるのか、分かる範囲で自治体名と補助金の交付額をお答えください。

○議長（疋田俊文） 小野生活環境次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 私どもも県内の補助制度のある団体調べておりまして、議員がお述べのとおり、17団体であるということは確認しております。その団体名順番に紹介させていただきます。大和郡山市、天理市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇

陀市、三郷町、斑鳩町、三宅町、御杖村、高取町、王寺町、広陵町、大淀町、黒滝村、川上村の17の市町村となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

それでは、現在、河合町ではスズメバチに関連した問合せというのはどれぐらいありますか、年間で。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 今年、環境部門に寄せられた相談件数でございますが、約20件程度ということで把握しております。正確に比較したものではないんですが、担当者の感覚としてスズメバチの巣の除去に関する相談というのは増加傾向にあるということで聞いております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今後問合せが増えるかどうかという先のことは分かりませんが、補助金制度というものがあれば問合せに対する職員の負担というのは今よりは軽くなるかなと思います。

では、質問します。県内では市町村によって異なりますが、補助金は駆除に要した費用の2分の1で上限は5,000円から1万5,000円となっています。河合町は1件当たりどれぐらいの補助を考えておられますか。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野生活環境部次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） まず、本町で補助制度導入するのであればという部分でございますが、県内の事例としましては、スズメバチの巣の除去をまず対象としたもので、その補助率として半額、そしてその上限が1万円というのが非常に例として多いものですから、まずそこをベースに検討してまいることになろうと思われま。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山義英議員。

○5番（中山義英） 補助するのであればということでしたけれども、広陵町で生まれたスズ

メバチが行政界ないので別に河合町に何ぼだって巣つくことはできるので、広陵町と王寺町がありながら河合町ないというのはこれちょっと変な話やと思います。今現在、スズメバチの巣の駆除費用について既に王寺町では最大で1万円、広陵町では最大1万2,000円の補助金が交付されています。同じ町役場です。隣町と比べて行政サービスに差が出るのはものすごいおかしいと思います。だから、来年度から河合町でもぜひとも補助金を交付するべきやと思います。

では、町としてどのように対応されているかということで、ちょっと2点質問させていただきます。1点目、空き家にスズメバチの巣があつて所有者に連絡しても何の対応もしてくれない場合、2点目、所有者は気づいておられないんですが、役場のほうに道を歩いている人から通報とか要望があつた場合、どのように対応されていますか。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） まず、空き家の部分なんですけれども、ちょっと町として対応した事例というのはなかなか見つからなかったんですけれども、もしそういったことがありましたら、周辺住民や付近を通行する方などへの危険が想定されますので、早急に所有者へお知らせする対応が考えられるかと思われます。これは空き家以外の住宅であっても同様の対応になると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 土地の所有者がスズメバチの巣に対して適切に対応してくれるなら問題はないんですが、なかなか対応してもらえない場合や巣が通学路の周辺にある場合、これ高齢者や子供が刺されると非常に重症化するおそれがありますので、町にはやはり迅速かつ適切な対応をお願いしたいと思います。

質問します。補助金制度を設けるとしたら予算規模、これどれぐらいになりますか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 予算規模の想定でございますが、北葛城郡内で導入しております王寺町と広陵町の例を述べさせていただきますと、王寺町で年間35万円、そして広陵町で年間36万円という予算規模になっておりますので、本町におきましても同程度が想定されるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） さほど高額ではないので前向きに検討するあれはあるかなと思います。

補助金制度はスズメバチの被害から住民を守るために必要な行政サービスの一つと考えます。スズメバチが増えた原因が何であれ、スズメバチと遭遇する機会は増えています。今後は空き家や通学路の周辺など、いたるところにスズメバチが巣をつくることは大いに想定されます。河合町には人の命を守ることを第一に、また、近隣の自治体と比較しても行政サービスに差が出ないように、来年度からスズメバチの巣の駆除費用に対しては補助金制度を設けることを強く要望します。

では続きまして、道路拡幅について質問します。

先ほどの答弁で道路拡幅等については検討課題としても前向きに取り組んでいきたいということでしたけれども、今回質問を行った背景には、令和5年9月に一般質問を行ってから1年以上たっても道路幅員3メートル未満の箇所に対しては町から何の動きもない上に、住民の方から幾度となく道路拡幅の相談を受けているためです。先ほど佐味田で1か所あると言われていましたけれども、あれは自治会からもやいのやいの言うた結果やと思うんですけども、私が知る限り佐味田地域においてはほとんどの箇所で50年以上道路の道幅は変わっていません。今年だけでも救急車を広い道路に止めてストレッチャーで患者を運んでいる光景を5回目にしましたし、側溝に車が脱輪している光景も3回見えています。安心安全なまちづくりは行政にとって重要な事業です。

質問します。道路幅員3メートル未満の道路を拡幅するに当たって、どのような課題がありますか、お答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まず、拡幅におきましては、土地所有者と自治会の方々の協力というものが不可欠になります。また、道路拡幅に係る予算という問題もございます。その他狹隘道路は町内の多くの地区にあるため、町の整備方針や計画につきまして、町全体でのバランスを取るといったことも必要であると考えます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 地権者やとか地元自治会の協力、それと費用、ほかの地域とのバランス

などが道路拡幅の課題ということですが、地権者や地元自治会の協力なくして事業が前に進まないことはよく分かっています。また、事業を進めていくのに費用が必要なことや河合町の財政状況、これが苦しいことも分かっています。しかし、このままではこれから先も佐味田の中には救急車は入ってこられません。

質問します。道路の拡幅に関して過去に地元説明会があったんかどうかは定かではありませんが、令和6年度中に一度佐味田の住民を対象に意見や要望を確認するための説明会、これを開催していただけますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） ありがとうございます。

本年度になりますが、別案件で佐味田自治会に対しまして説明会を実施する予定があります。例えば、その場をお借りして狹隘道路に関する現状や意向確認などを行うというのも一つではないかと考えております。

ただ、対策に向けた町の取組方針などを確認することも必要であると考えますので、まず現状把握することを目的とした住民アンケートというようなことも実施することなども含めて、今後検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 形は何であれまずは地元説明会を進めてください。私は日常的に心配していることは、大きな災害が起こったときや救急車を呼んでも家のそばまで救急車が入って来られない状況では助かる命も助かりません。近年、南海トラフ地震の発生確率が高まっています。少しでも早くできるところから緊急時の対策を進める必要があります。

今日ちょっと町長がおられないんであれなんですけれども、これ副長でもいいからちょっとお答えください。町長は選挙公約の中で誰もが通行しやすい道を公約に挙げておられました。それで、2点質問します。

1点目、この公約というのは町内全域を対象としていますか。

2点目、令和6年度施政方針の中では道路の舗装修繕を計画的に進めていくとなっていますが、これ以外に具体的にどういったことを想定されているのかお答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 町長に対してのご質問いただきましたけれども、町長不在でございますので、代わって答弁させていただきます。

2点ご質問いただきました。1点目、選挙公約に関連いたしまして、誰もが通行しやすい道の対象でございますけれども、こちら町内全域を指しているということでございます。

次に、2点目の具体的な内容でございますが、特に、旧村地区には車両の通行できない道路や軽四自動車がぎりぎりで行ける程度の狭い道路が多く存在し、日々の皆様の生活に不便を来しているというところは町としても承知しているところでございます。

町長の公約に挙げておりました誰もが通行しやすい道とは、車両だけではなく歩行者目線での対策として駅のバリアフリー化やこれまで改善が行われてこなかった道路などにも目を向け、町全体において通行者の利便性を高める安全で快適な道路空間の整備を促進してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長の令和6年度施政方針の中では、誰もが通行しやすい道へというのは道路の舗装修繕を前向きに進めていくというふうに書かれていたんですけれども、これっていわゆる道路管理者である河合町の責務なんです。いわゆるやって当たり前の行政サービス。これ道路状況というのは地域ごとにその実情というのは異なります。個人的には佐味田においては少しでも奥のほうまで救急車などの緊急用車両が通れる道路行政を進めていただきたいと考えているんです。これ副長に申し訳ないですけれども町の考えお答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま緊急用車両等が通行できるような道路整備というご質問でございました。

狭い道路、狹隘道路が多くございます地区というのが、古くからその町並みが形成されていたことによりまして建築物、家屋等が密集して建築され、敷地の境界も確認できないことなどが要因で拡張が促進されなかったものではないかと推察しているところでございます。担当も申し上げましたけれども、事業の促進には土地の協力など多くの課題がある一方、水路の蓋かけなどにより緊急用車両が通行可能となる場所もあると考えてございます。

今後、状況に応じて様々な手法を検討し、町としてできることは随時実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 道路の拡幅に当たっては、先ほど言われたように水路や側溝への蓋がけが確かに有効です。しかし、水路のないところでは道路沿いの空き家などを活用して待機所、これを設けることでも車の通行がスムーズになると考えます。安心安全の確保のためにいろんな方法を検討してください。

では、質問します。道路拡幅の課題の一つに費用を挙げておられますが、費用については地方債を発行して対応するのが本来の地方債発行の制度趣旨にも合致すると考えますが、町の見解をお答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 狹隘道路の解消への取組を進める場合の財源でございますが、まず、狹隘道路の対策に係る交付金事業などの有無の確認を行った上で、仮に交付金事業などが対象とならない場合には、議員ご提案のとおり、地方債の活用も視野に入れて検討することになると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 地方債を発行することで借金が増えますが、国や県の補助金、これが活用できれば地方債の発行額も少なく抑えられると思います。費用がかかっても河合町には道路管理者として町民の命を守る責任があるので、よく検討して積極的に事業は進めてください。

また、地域間のバランスというふうなことを先ほど答弁されたと思いますけれども、そういった課題に関しては、確かに佐味田以外にも救急車通れない地域はあります。そこで、まずは協力してもらえらる自治会から説明会を進めていけばいいのかなと思うんですが、町の見解をお答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 狭隘道路の解消に向けた取組を進める場合がございますが、議員ご提案のとおり、自治会の協力の有無、また、現在、佐味田地区では地籍調査に着手しているため事業が進めやすいといった点などにつきましては、今後の町の進め方を決定する上での大きな判断材料にはなると考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

町内には、救急車や消防車など緊急用車両が通行できない箇所が約230か所あります。緊急用車両が通行できない地域に人は好んで住みません。そのため、地域の発展も望めません。何年もかかると思いますが、地域の安心安全の確保や若い世代の定住に向けた道路整備に取り組んでいただきたいと思います。今日はこれ以上質問しても恐らく結論には至らないと思いますので、まずは地元説明会を通じて、住民の意見、要望等を踏まえた上で、将来的な事業の取組を検討していただきたいと思います。

続きまして、適正かつ公平な課税を質問します。

9月の定例議会において、町長の実家の家屋に係る固定資産税が課税漏れになっていたことが判明しました。町の説明では、登記情報以外に3年に一度航空写真等を活用して課税漏れ調査を行っているが、どこかの段階で見落としが生じ、そのことに気づかないまま現在に至ったことが原因であるとのことでした。町長の実家の課税漏れが新聞等で報道されたことにより、河合町の税務行政に対する住民の信頼はかなり低下し、河合町の行政そのものに対する住民の不信感が広がったように感じます。

町長の実家について2点質問します。

1点目、建物はいつ頃建てられましたか、また登記はどうなっていましたか。

2点目、建物は町有地に建てられていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） まず、建物がいつ頃建てられたかということでございます。現時点で確認できる書類がない状況でございます。確かな建築年はちょっと不明ですが、現時点では昭和40年代に建てられたものと推測しております。

次に、登記がされていたかということでございますけれども、未登記でございます。

あと、その場所が町有地であったかということでございます。建築当時は国有地であったというふうに思われます。ただ、昭和51年に町に所有権が移転されたというところはつかめておりますので、それ以降は町有地ということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 建物が昭和40年代に建てられたものであれば、家屋の固定資産税は50年以上漏れていたことになります。また、建物は未登記で、かつ町有地もしくは国有地の両方に建っていたことから違反建築物になりますが、この解釈で間違いはないですか。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） はい、間違いございません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今回の課税漏れ、これの責任は誰にあると考えてはりますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 課税をしてなかった町にあるというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 私も行政側にあると思います。ただ、今回の場合、町長の実家ということで、立場上は町長は知らなかったでは済まされないと思います。家屋の課税漏れはどこの市町村においても少なからずあります。そして、その責任のほとんどは所有者よりは固定資産税を課税する行政側にあります。税は適正かつ公平な課税が一番大事です。税務課がきちんと仕事をしていたら50年以上固定資産税が課税漏れになるなんてことはありません。原因があるとしたら過去から引き継がれた課税事務の在り方そのものに問題があると考えます。

基本的なことから質問します。そもそも土地家屋に係る固定資産税は、これは申告課税ですか、それとも賦課課税ですか、お答えください。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 賦課課税でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 土地家屋に係る固定資産税は賦課課税です。賦課課税とは、市町村が一方的に納付すべき税額を計算して納税義務者に納税通知書を送る課税方式で、所得税や法人税のように納税義務者本人が自分で納付すべき税額を計算して申告する申告納税方式とは異なります。要するに、土地家屋に係る固定資産税は、基本的に所有者に申告義務はありません。所有者は待っていれば毎年市町村から土地家屋の評価額に基づいた納税通知書が送られます。9月の定例議会ではどこかの段階で見落としが生じ、それに気づかなかつたため最近まで課税が漏れたとの説明でしたが、航空写真を使っているのに意図的に課税を外さない限り50年以上見落としで気づかなかつたということは私は全く理解できません。

質問します。税務課の仕事で大事なことというのはどのようなことと認識されていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 適正かつ公平な課税ということが重要だというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 適正かつ公平な課税、これを行うのが税務課の仕事です。3年に1回の課税漏れ調査、これされていたということですが、航空写真を基にどんな調査をされていましたかお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 3年に一度航空写真の撮影を行いまして、前回撮影した分と今回との差分につきまして、そこが例えば増築がないとか、山林が例えば造成されているとか、その辺の確認を行ってまいりました。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 説明聞く限りでは特別な課税調査をされているわけではなく、普通に3年に1回の評価替えに向けての仕事がされているだけと判断します。これ航空写真を使うまでもなく町長の実家は山奥にあるわけではなく普通に道を歩いたら家が建っていることぐらい誰でも分かります。したがって、50年以上課税が漏れていたのは町の職務怠慢か課税

権の放棄しか考えられません。

質問します。今回の課税漏れは単純な見落としによる課税ミスですか、それとも課税権の放棄によるものですかお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 課税の放棄ではございません。ミスということになるかと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 部長が課税ミスって言うておられるんで、取りあえず部長を信用します。

では、家屋であればこれ何でもかんでも固定資産税というのを課税できるわけではなく、課税するには家屋の課税客体として3つの要件が必要になります。町長の実家は家屋の3要件を満たしていますか、3要件の説明と併せてお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、3要件ということについて説明させていただきます。

3つとしまして、外気分断性というのと、あと土地への定着性、それと用途性というのがございます。

まず、1つ目の外気分断性というものですけれども、屋根とか周壁、周りの壁を有して独立した風雨をしのぐことができるというものでございます。例えば、屋根と柱があるカーポートとかそういった部分については該当しないというふうなことで考えております。

次に、土地への定着性というものでございます。基礎等で物理的に土地を固着していることということが対象となります。例で言いましたら、例えばコンクリートブロックがあってその上に物置をポンと置いてあると、固定していないというようなものは対象にはならないというふうに考えております。

もう一つ、用途性ということでございます。建築物が家屋本来の目的を有し、その用途に供し得る一定の利用空間が形成されていることということになっております。

この3つが家屋課税の3要素というふうに思っております、町長の実家につきましてはこの3要素に該当するということで、本来課税をすべき建物ということで考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 外気分断性、定着性、用途性、この3要件満たしているのに固定資産税を課税していなかったのが、明らかにこれ河合町の課税ミスです。

質問します。河合町は未登記家屋や違反建築物に固定資産税を課税できることは知っていましたか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） はい、知っております。知っていました。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） もしこれ未登記家屋、違反建築物ということで固定資産税課税していなかったとしたら、それはそれで課税権の放棄として大きな問題になります。最初話聞いたときは、河合町は未登記家屋への固定資産税の課税を分かっているのか、それとも課税権を放棄しているのかなと思っていましたが、今確認させていただいたら基本的なことは理解されているということは分かりました。町長だけに特別な取扱いをされていないと思いますが、本来家屋に固定資産税を課税する場合、建物の登記があろうとなかろうと、また、その建物が違反建築物であろうとなかろうと、固定資産税の課税にはそういったことは一切関係ありません。地方税法上は家屋としての課税客体が認められたら、未登記であろうと、違反建築物であろうと、市町村は固定資産税を一方的に課税しなければなりません。もし課税が漏れると課税権の放棄にみなされるため、ほとんどの自治体では航空写真などを活用しています。

質問します。町は航空写真の活用をいつ頃から始められましたか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 記録がございますのは、平成3年からということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これ平成3年からであれば、既に33年たちます。33年あれば町内に現存する全ての家屋を余裕でチェックできます。にもかからず、50年以上課税漏れに気づかなかったのは、職務怠慢か航空写真の活用、これが下手としか言いようありません。

質問します。航空写真を固定資産税用に何か工夫して加工されていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 9月の定例会のご指摘をいただいてから、ちょっと調査のやり方を
変更いたしました。航空写真と地番図というのがございます。それを見比べまして、全物件
について、それを確認の作業を今現在行っております。もともと地番図の中にはそもそも課
税されている内容がありますが、その課税されていない部分について1件ずつ見ていくとい
うふうな作業を行っております。例えば、先ほどありましたようなカーポートとかそういう
のもどうしても上から見たらおうちみたいな形に見えますんで、課税対象というふうな形に
も見えるんで、その辺も見ながらそこを外していくような作業ということになります、そ
の作業を今行っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） やっと最近になってちょっと分かりかけてきたのかなとは思いますが
ども、過去は何か航空写真を今と3年前と恐らく見比べておられたと思うんで、そんなやり
方ではこれ課税漏れなんて出て当たり前です。今言われたように、課税漏れを防ぐ一つの方
法としては、航空写真と地番図を合体させてそこに課税情報を落とし込めば、どこの家屋に
固定資産税が漏れているかはもう一目瞭然です。あとはカーポートとかややこしいのは現地
確認をするだけで何にも難しい話ではありません。

これ税務課を責めてももう今更仕方のない話ですが、過去においてもこれ5年間で6,400
万円の償却資産に係る固定資産税の課税漏れがあった一方で、24年間で約8億9,700万円の
税金の徴収を諦めていたことなど、普通の自治体ではなかなか考えられないことが河合町で
は当たり前のようには起こっていました。

これ副町長に質問します。住民から信頼される税務行政に変えていくため、今後どのよう
な取組が必要と考えておられますか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 住民から信頼される税務行政に変革するためにはということでござい
ますけれども、まずは税務行政に対して住民の皆様から改めて信頼を得る必要が大いになる
と考えております。そのためには、税務職員一人一人が今以上に職責の重要性を再認識して
いただき、さらに前例にとらわれることなく、適正かつ公平な事務執行と服務規律の保持、
こちらを徹底して努めることが必要かと考えておりますので、そうなるように組織として徹

底していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 副長必死で頑張ってくださいね。最近はちょっと税務課も頑張ってくれているんですけども、河合町の悪いところというのは、もうよく考えず過去から前例踏襲的に事務を進めてきた町の体質、それと税務課の職員が少な過ぎて大事なことに手が回っていないことです。

副町長にまた質問します。町としてこれからの税務課の組織改革についてはどのように考えておられますか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 税務課に関してでございますけれども、税務課の町の歳入の根幹である町税を扱うために、常に適正かつ公平な業務が求められ、住民の町への信頼を担う重要な部署であると考えてございます。そのため、まず研修等による職員の個人能力やさらに意欲モチベーションがさらに向上させる環境づくり、また、職員同士が政策課題について議論し連携する風土の構築を図ってまいりたいと考えてございます。併せて税務職員の派遣というのが奈良県においてもされておりますので、こちらにも手を挙げてうまく採択されるように頑張ってみようと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 副町長、口だけ違うて実行してくださいね。

それと、税務課今言われたように税務課は河合町の基幹税を扱う重要な部署ですが、外から見ていると職員が少な過ぎます。職員が少な過ぎると、どうしても日常業務に追われ、大事なことやややこしいことが後回しになります。9月の定例議会で3年に一度航空写真を活用して課税漏れ調査を行っているとの答弁がありました。しかし、地方税法第408条では、毎年少なくとも1回以上実地調査をしなければならないと規定されています。

1年に1回以上町内の全ての土地や家屋の実地調査されていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 議員おっしゃいましたように、法令では、年1回以上実地調査をしなければならないということになっております。ただ、組織的にも全物件を実地調査することについては、実際困難だというふうに考えております。ただ、毎年、部分的には実施はしているところではございます。

ただ、現在、航空写真につきまして、かなり精度のほうも上がってきております。その中で航空写真の中でも不明なものにつきましては、現地へ行って調査を行うということも行っておりますので、実地調査と同等というところまでいくかどうかあれですけれども、同等に近い部分の効果があるんじゃないかというふうには考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） なかなかうまく言われるなと思って聞いていたんですけれども、1年に1回以上実地調査することが物理的には無理なら、うまく航空写真を活用することが一番大事です。航空写真をうまく活用すれば、実地調査では見えなかったものが見えてくるので、確かに実地調査以上の成果は望めます。航空写真をうまく活用することで仕事も楽になるし、課税漏れも減ります。人間のやることですから課税ミスはあるにしても、今回の場合、税務課の単純な見落としにより50年以上町長の実家の家屋に係る固定資産税が課税漏れになっていました。

質問します。ほかにも課税漏れになっているケースは考えられることから、町内の全ての家屋について調査を行う必要が出てきましたが、9月の定例議会以降、家屋の課税漏れ調査というのは実施されていますか。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 調査のほう全物件に対して調査のほうを実施を進めております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それは町内の全ての家屋ですか、今までにまた何件ぐらい課税漏れ発見されていますか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 全ての家屋に関して調査を行っております。現在、現時点で発見さ

れているものというものは10件に満たないという形にはなっております。ただ、この調査の中でどうしても、例えば先ほどからお話しさせていただいておりますカーポートとかそういう部分も全て入ってきますので、そういうのも見ながら除いていくというのと、さらに公共施設の部分も含まれております。なので、ちょっとその辺の除く作業も含めて実施している関係上、作業として結構時間がかかっているというふうな状況でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これ増築部分、これは登記ないのが多いですよ。増築部分を見てはります。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 増築部分につきましては、そこが実際に課税対象となるかどうかを確認しまして、あれば新たに追加で課税をしているという形になっています。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、課税漏れ発見した場合、固定資産税何年間遡ってはります。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 課税発見された場合には遡及のほうはしておりません。その年から課税という形でさせていただいております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 何で現年の1年間だけなんですか、遡らないんですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） これまで町のほうで本来課税すべきものという形でそれが漏れていたというところに関しましては、やはり本来法的にいけば遡及というところも発生するかも分かりませんが、なかなかその相手さんを納得させるところまでいくのがかなり厳しいと。実際にここまで以前にもそういうところは実施はしたんですけども、どうしてもそれに対しての税金は納めていただけることがなく滞納の形で残っていくというパターンが多

かったというところもありまして、当該年度からの課税という形でさせていただいております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 十分検討した上での町の判断だと思いますので、今日はこれ以上触れませんが、根拠だけはきっちりと整理しておかれたらよいと思います。

続いて、土地に係る固定資産税について質問します。

土地に係る固定資産税も家屋と同様に航空写真の使い方次第で課税ミスは減ります。さらに、現在、実施されている地籍調査、これが完了していれば今回の問題は未然に防げました。

地籍調査に関して、町長おられないんで、これは部長に質問します。現在、河合町内で地籍調査が完了していない地域は、佐味田、穴闇、西穴闇の3地域で、佐味田は令和5年度から地籍調査が実施され、その後、穴闇も実施すると聞いていますが、西穴闇については今後どうされますか。どちらかでもお願いします。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） これまで西穴闇地区におきまして地籍調査が実施されなかったという明確な理由というのは不明でございます。地籍調査を実施する場合には、当然先ほどから申しますとおり自治会などの協力が不可欠でありますことから、事業実施の最終的な判断というのは自治会に委ねているというところもございます。

町といたしましては、町域全域での地籍調査の推進を図るため、今後、自治会などに災害復興の迅速化や土地境界をめぐるトラブルの未然防止など、多くのメリットがあることなどにつきまして丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員、5分前ですので、よろしくお願いします。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 地籍調査は固定資産税の適正な課税のためだけでなく、今言われたように、大規模災害が発生した場合、その後の災害復興に向けて地籍調査が終わっている地域と終わっていない地域では格段に復興のスピードが違います。今のままでは南海トラフ地震など大規模災害が起こったときに、復興に遅れが生じるだけでなく固定資産税の適正な課税に

も疑問が残ります。

質問します。今回のことも踏まえ、町はいつまでに町内全域の地籍調査を完了させようと考えているのかお答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 組織の体制といいますか内部事情ではあるものの、現状限られた人員の中でほかの多くの事業も並行して進めているという現状でございます。地籍調査についても段階に進める結果となっておりますが、現計画におきましては、佐味田地区においては令和12年度完了予定、また、穴闇地区につきましては令和16年度の完了予定となっております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 遅過ぎませんか、ちょっと。地籍調査のそしたら早期完了のためには佐味田と穴闇を同時進行で進めるか、あるいは地籍調査だけに特化したチームをつくっていくことも必要と考えますが、そのあたり町の考えお答えください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議員ご提案いただいておりますとおり、地籍調査の進捗率の向上につきましては、町も非常に重要であるというところは認識してございます。地籍調査事業の10か年計画の今後の見直しにより、たとえ1年、2年であっても少しでも早く完了できるように取り組んでまいりたいと。

なお、事業推進に関する特化したチームという組織体制が必要ではないかといったご提案であります、その点につきましても、今後事業の加速化につながる組織体制の構築について内部で協議を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 南海トラフ地震終わるまでに来なければいいですけども、それまでに来てしまったらほんまに意味がなくなるんで、できるだけ早く地籍調査は完了するようにも

うほんま努力してください。

今回単純な見落としによる課税漏れに対して真面目に固定資産税を払っている納税者の大半、これは今回の件については納得されていないと思います。一旦失った住民の信頼というのは簡単には取り戻せません。少しでも信頼を回復するために、河合町には適正かつ公平な課税に向けより一層努力していただきたいと思います。副町長、大丈夫ですか、お答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 今回の件契機としてより一層適正かつ公平な課税等努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ほんまに口だけじゃなくほんまに行動で示してくださいね、見ておりますので。

以上で私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時59分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 佐 藤 利 治

署 名 議 員 中 山 義 英